

施策と官民データ活用推進基本法 第3章(基本的施策)の各条との関係

別表

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村			
01-01	○	ベース・レジストリの整備	未設定(ベース・レジストリ整備状況を踏まえ、令和2年度中を目途に設定予定)	未設定(ベース・レジストリ整備状況を踏まえ、令和2年度中を目途に設定予定)	<ul style="list-style-type: none"> - 行政機関の窓口における人と人との接触の削減に向けて、国民・企業等が窓口を訪問する回数を減らすことができるよう、一度提出した情報は、二度提出することを不要とするワンストップの原則に基づき、個人・法人に係る基礎的な情報、地理空間情報、免許や許可等を証明するための情報など、社会の基本データについて、最新かつ正確なベース・レジストリを整備することが重要。 - このため、令和2年度中に、国民・企業等にとって、特に必要性の高い法人や土地情報等のデータをベース・レジストリの先行事例として整備するとともに、政府において管理すべきベース・レジストリの一覧を作成。 - これにより、感染症の拡大防止に寄与するだけでなく、窓口での待ち時間が減少することから、国民・企業の利便性の向上等にも寄与。 	◎															◎内閣官房、関係府省庁	
01-02	○	民間プラットフォームの更なる活用の推進	非常時における双方向の対話型サービスの提供の在り方等に係るガイドの作成	対話型サービス等の国民向けサービス導入数	<ul style="list-style-type: none"> - 感染症の拡大、大規模災害の発生等の非常時において、病院や避難場所の充足状況、必要物資の供給状況などの情報を、迅速かつ分かりやすく国民に伝えるとともに、行政側が国民の実態を正確に把握するためには、民間事業者が提供する、国民が慣れ親しんだインターフェースの双方向の対話型サービスも有効に活用することが重要。 - 一方で、サービスが乱立することによる混乱や、情報の取扱等に関する懸念もある。 - このため、行政機関と民間事業者の間で、利用者目線に立ち、非常時における双方向の対話型サービスの提供の在り方等について検討し、令和2年度を目途に取りまとめ。 - これにより、非常時においても国民に対して迅速かつ安心にサービスを提供できる環境を整備。 	◎															◎内閣官房、関係府省庁	
01-03	○	政府情報システムの共通部品整備	行政における情報システムの共通部品化に係るガイド(共通部品化すべき対象の一覧を含む)の作成	未設定(共通部品化すべき対象の一覧を踏まえて設定)	<ul style="list-style-type: none"> - 感染症拡大等の非常時においても、行政における情報システムの整備を迅速かつ柔軟に進めるためには、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせた設計思想に基づいた整備を推進することが重要。 - このため、チャットボットによる自動応答、簡易な通知や報告への対応等に係る機能等を念頭に、行政における共通部品化の対象とその優先順位について令和2年秋口を目途に検討し、令和2年度中を目途に今後の方針を取りまとめる。 - これにより、開発期間を短縮し迅速なサービス提供を実現するとともに、開発の効率化によって費用の低減及び品質の向上が実現できる。また、柔軟な機能追加や改修が実現できることから、運用の効率化が図られる。このほか、デジタル化のためのツールを迅速に提供できることから、行政における業務の見直しや職員の働き方改革に寄与することが期待できる。 	◎															◎内閣官房、関係府省庁	
01-04	○	法人向けワンストップサービスの実現	世界銀行事業環境ランキング(World Bank Doing Business)の法人設立分野でのランクアップ ※令和元年10月公表のDoing Business 2020では13位	世界銀行事業環境ランキングの法人設立分野において、令和12年にG20で1位を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> - 平成30年3月に、株式会社及び合同会社の設立登記について、会社の設立登記の優先的処理を開始。 - 平成31年3月に、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入。 - 令和2年1月からマイナポータルを活用し、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立に係る申請等の手続(登記後の手続)のワンストップ化を開始。 - 令和3年2月からの定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化等の開始に向けて取り組むとともに、定期的な取組状況を検証し、令和3年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 - 世界最高水準の起業環境を実現するために必要な措置を講ずる。 	◎															◎内閣官房、内閣府、法務省、国税庁、総務省、厚生労働省、経済産業省	
02-01	○	オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ活用の促進	新たな形式でのラウンドテーブルの開催(令和2年度に1回以上)	ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出	<ul style="list-style-type: none"> - オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。IT総合戦略室では、オープンデータ官民ラウンドテーブル(以下「ラウンドテーブル」という。)を平成30年1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政(統計等データ)」分野を対象に開催。また、IT総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。 - 他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和2年度においては、証拠に基づく政策立案(EBPM)の観点も踏まえつつ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体(仲介組織)との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。 - これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。 	◎												○	○	◎内閣官房、関係府省庁		
02-02	○	オープンデータ・バイ・デザインの推進	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数	<ul style="list-style-type: none"> - 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。 - 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)及び各府省庁の中長期計画に盛り込まれた取組方針とスケジュールに基づき、全ての府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指す。 - これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。 	◎															◎内閣官房、全府省庁	
02-03	○	オープンデータカタログの一元的提供の推進	DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供(令和4年度)	オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進	<ul style="list-style-type: none"> - 政府のオープンデータカタログである「DATA.GO.JP(データカタログサイト)」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供することが必要。 - このため、令和元年度から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov(電子政府の総合窓口)を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。 - これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。 	◎															◎内閣官房、◎総務省	
02-04	○	地方におけるオープンデータの促進	地方公共団体向け研修開催回数(令和2年度40回) 地方公共団体におけるオープンデータ取組率(令和2年度100%)	地方公共団体における推奨データセットの活用状況や推進体制及びプロセスの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全国を取組率は約40%(669団体。令和2年3月2日時点)。今後、都道府県とも連携しながら、市町村のオープンデータ化を重点的に進めるとともに、地方におけるオープンデータの利活用促進についても取組む必要。 - 令和2年度については、引き続き地方公共団体に向けた推奨データセットやオープンデータ100(優良取組事例集)などのツールの提供を行うほか、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの派遣による啓発活動の強化やオンラインでの研修実施など、物的・人的両面からの支援を加速させることより、令和2年度中のオープンデータ取組率100%達成を目指す。また、地方公共団体における推奨データセットの活用促進やオープンデータ推進体制及びプロセスの整備など、オープンデータの質の向上に資する取組についてもオープンデータの利活用促進を図る。 - これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。 	◎															◎内閣官房、総務省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名	
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村				
02-05	○	都市計画に関するデータの利用環境の充実	都市計画基礎調査情報(建物利用現況、土地利用現況等)のオープンデータ化の促進	オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数	- 都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めるため、令和元年度に研修会や個別相談等を実施し、その結果オープン化に向けた取組が各地で見られ始めているが、同時に地方公共団体のオープン化に対する考え方や課題が様々であることがより具体的に把握されてきたところ。 - 令和2年度においては、引き続き都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等について、全国の地方公共団体担当者等に対する説明会等による利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。また、3D都市モデルを活用した「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」の取組においても、都市計画基礎調査情報をはじめとした都市計画に関するデータの利活用を推進する。 - これにより、都市計画基礎調査情報をはじめとした都市計画に関するデータの利用環境の充実を図る。	◎													○	○	○	◎国土交通省	
02-06	○	不動産登記情報の公開の在り方の検討	不動産登記情報の公開の在り方の決定を踏まえた登記制度改正(令和2年度まで)	所要の法律案等の提出等	- 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、登記情報の公開の在り方について、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性の向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否を含めて検討を実施中。 - 土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体において、一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を進めており、引き続き検討を進める。他方で、登記情報の公開の在り方全般の大幅な見直しについては、登記名義人の住所の公開を含め慎重な議論が必要であることから、法制審議会において、引き続き検討する。 - これにより、不動産市場の活性化等に繋(つな)がることが期待。	◎																◎法務省	
02-07	○	登記所備付地図データの事業者等への提供	登記所備付地図データの提供開始に向けた環境の構築(令和3年度開始予定)	未設定(進捗状況を踏まえ、データの提供開始までに適切なKPIを設定)	- 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者提供されていないことが課題。 - 平成29年度から制度面・システム面等の課題の整理を行い、令和3年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。 - これにより、不動産市場の活性化等に繋(つな)がることが期待。	◎																◎内閣官房、法務省	
02-08	○	気象情報の利活用の促進	気象庁ホームページを通じたデータのダウンロード量(令和2年度930TB)	新規気象ビジネス創出の取組件数(令和2年度12件)	- 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、利活用の促進及びそのための予測精度の向上が課題。 - そのため、詳細な日照の分布情報の提供を開始するとともに、過去の気象データの提供を引き続き行う等、技術開発体制の強化により予測精度の向上を図りつつ、気象ビジネス推進コンソーシアムと連携して産業界での利活用を推進する。 - これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoT等の最新のICT技術を駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。	◎																◎国土交通省	
02-09	○	障害当事者参加型技術開発の推進	障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況	障害関連情報共有プラットフォームの構築	- 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。 - このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 - これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。	◎																◎総務省	
02-10	○	統計データのオープン化の推進・高度化	e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数 匿名データ及び調査票情報の提供数	e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数、オンサイト施設利用数	- 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 - 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析等の利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 - これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。	◎															○	◎総務省、内閣官房	
02-11	○	農業関係情報のオープンデータ化の推進	農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト(政策情報及び統計情報)への公開数	農林水産省ウェブサイト(政策情報及び統計情報)に公開しているデータのアクセス数	- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル(土地・農業分野)での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 - また、農林水産省ウェブサイト公開されていない行政データを引き続き順次オープンデータ化。 - これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。	◎															○	◎農林水産省、内閣官房	
02-12	○	公的研究資金による研究成果の適切な管理・利活用の推進	ナショナルレベルのデータポリシー策定、公的研究資金による研究データの民間企業による利活用に関するガイドライン策定(令和2年6月頃) ムーンショット型研究開発制度において、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)の活用を図るなど先進的なデータマネジメント推進(令和2年度中)	国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数 競争的研究費制度におけるデータマネジメントプランの導入済み府省・機関数	- 科学技術やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用が期待されている。 - 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、インセンティブやコスト負担などの課題を含め、推進方策を整理し、ガイドラインの策定・公開を進めてきた(「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」(平成30年6月)、「研究データリポジトリ整備・運用ガイドライン」(平成31年3月)、「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書」(令和元年10月))。引き続き、令和2年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果(研究データ、論文等)の適切な管理・利活用を推進する。 - これにより、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上に寄与。	◎																◎内閣府、文部科学省、関係府省庁	
02-13	○	i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	オンライン電子納品システムの運用開始(令和2年度予定)	未設定(「3次元データの納品数」など定量的に評価できる指標について検討し、運用開始予定の令和2年度までに設定)	- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 - 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度にトンネル、ダム、河川構造物(樋(ひ)門・樋(ひ)管)における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物(基礎工等)、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和2年度については、土木工事や設計業務等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、これらの取り組みを加速化する。 - これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。	◎																○	◎国土交通省
02-14	○	交通事故統計情報のオープンデータ化の推進	交通事故統計情報の公開に係るシステムの改修	データへのアクセス数	- 令和元年度は、これまでの検討で決定した公開可能データ項目、情報統一フォーマット及びシステム改修案に基づき、行政情報管理システム交通事故統計業務用プログラム改修に着手した。 - 令和2年度は、公開に係る諸手続を推進し、同年中の公開を目指す。 - これにより、国民が自由に交通事故統計情報を閲覧し、交通事故防止にいかすことができるほか、学術関係者による交通事故発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な交通事故抑止対策の推進が期待。	◎															○	○	◎警察庁
02-15	○	犯罪発生情報のオープンデータ化の推進	令和2年度中に公開する予定のデータセット数(329セット)のうち、公開したデータセット数	これまでに公開されたデータセットのアーカイブ化と累計数	- 都道府県警察において犯罪発生情報のオープンデータ化に係る諸準備を行った上で、順次ウェブサイトで公開し、警察庁において、その進捗状況や効果(KPI)の把握を実施した。 - 令和2年度以降は、引き続き、都道府県警察において犯罪発生情報をウェブサイトで公開し、警察庁において、その進捗状況や効果の把握を実施する。 - これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動にいかすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進を期待。	◎															○	○	◎警察庁

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村			
02-16	○	海上活動情報のオープンデータ化	システムの開発(令和2年度提供基盤等の検討、令和3年度調査)	海上活動情報のオープンデータを活用した利用者数	<ul style="list-style-type: none"> - 海上保安庁では、AIS(船舶自動識別装置)による船舶の位置・針路情報や海難に関する情報などの海上活動情報を所有しているが、一部を除き公開はしていない状況。海上における事故防止のためには、これらのデータをオープンデータとして公開することが有効。 - 平成30年度に策定したオープンデータ化に係るシステムの性能要件等を踏まえ、関係団体と連携した海上活動情報の提供基盤や収集及び公開する情報の充実・強化等のシステム構築に向けた検討を継続。 - データ公開により、産学官の海洋の利用促進及び海上活動の更なる安全性の確保が実現。 	◎															◎国土交通省	
02-17	○	ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	オープンデータ化された箇所数(令和2年度25か所)	サービスが実現された箇所数(令和2年度25か所)	<ul style="list-style-type: none"> - 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度の取組を踏まえ、施設管理者(地方公共団体を含む。)や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出に繋(つな)げることが課題。 - 令和2年度は、施設や経路のバリアフリー情報などの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進するほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。 - これにより、主要交通ターミナルにおけるナビゲーションサービスや東京2020大会関連施設へのバリアフリー情報を提供する民間サービスの創出を図る。 	◎								○			○	○	○	◎国土交通省		
02-18	○	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	実証実験にデータを提供した事業者の数	実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数	<ul style="list-style-type: none"> - 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋(つな)がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。 - このため、令和2年度においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(注)(以下「東京2020大会」という。)における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。 - これにより、東京2020大会への対応及びその先のレガシーとして、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現。 (注)令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。 	◎												○	○	○	◎国土交通省	
02-19	○	国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	電子基準点の観測データの取得率	地殻変動補正サービスを提供している分野数(令和7年度末4分野)	<ul style="list-style-type: none"> - 近年、みちびきなどの衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ(最大で2m程度)や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール(国家座標)に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。 - 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等の全球測位衛星システム(GNSS: Global Navigation Satellite System)観測局を活用し、電子基準点網を拡充する取り組みを進め、令和3年度から制度の本格運用を開始する。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する地殻変動補正システムを今年度中に運用開始し、令和3年度までに着実に社会実装を進める。さらに、令和4年度までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。 - このように、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用できる基盤を整備することで、自動運転など様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。 	◎	◎														◎国土交通省	
02-20	○	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。	検証を踏まえたISUTの運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> - 災害対応にあたる者の迅速かつ確かな意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 - 令和元年度から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT(Information Support Team)の本格運用を開始し、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。 - これにより、災害が発生した際、災害対応にあたる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。 	◎													○	○	○	◎内閣府、関係府省庁
02-21		政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	オープン化されたデータ数(年間数百TB程度のデータ数)、データへのアクセス数(年間一万件程度)	新たなサービスの創出・実証の件数(年間数件程度)	<ul style="list-style-type: none"> - 地球観測衛星データは様々な分野でも利用が期待されているが、①ユーザからのリクエストベースで有償によりデータを標準処理の上で提供されている点、②データ量が膨大で一般ユーザのコンピュータではハンドリングが困難な点、③データ解析に当たり高い専門性や高価な設備・ソフトウェアが要求されること等により、産業利用が進んでいない。 - そのため、宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等の行う衛星データ販売事業を阻害しないように留意しつつ、安全保障上懸念のあるデータを除き、国際的に同等の水準で、加工・解析等の利用が容易な形式でデータを無償提供する「オープン&フリー化」を確立する。 - これにより様々な産業の生産性の向上や新たなサービス事業を創出する。 	◎														○	○	内閣府、文部科学省、◎経済産業省、国土交通省、環境省等
02-22		AEDの設置位置情報のオープンデータ化の促進	AEDの設置位置情報のオープンデータ化の促進	未設定(今後、適切な効果のKPIを検討)	<ul style="list-style-type: none"> - 内閣官房IT総合戦略室が平成29年12月に公開した、公開することが推奨されるデータセットに基づきAED情報をオープンデータとして公開している地方公共団体は存在するが、一時的に入手することは出来ず、AED情報のワンストップでの入手に対するニーズを満たせていない。また、日本救急医療財団では全国AEDマップを公開しているが、オープンデータとしての提供はなされていない。 - 今後、AED情報のオープンデータ化を促進するため、日本救急医療財団は配布しているAEDの登録書にオープンデータとしての情報公開・利用に関する同意の項目を設けること等を引き続き働きかけるとともに、他の団体によるデータ公開を含む、AED情報のオープンデータ化について検討。 - これにより、国民に質の高いAEDの設置位置情報を提供。 	◎																◎厚生労働省
02-23		介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	「介護サービス概算料金の試算」機能のアクセス数	介護サービス情報公表システム(事業所情報検索結果)のアクセス数	<ul style="list-style-type: none"> - 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表を義務づけるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報への再編や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせる利用する場合の総費用の簡易な試算機能の追加といったシステム改修を実施。 - 令和2年度以降も、利用者の自身に合った適切な事業者選択に資するという観点から、これら活用できる機能の周知などを含めた、介護サービス情報公表システムの普及促進のための方策を検討していく。 - これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。 	◎														○		◎厚生労働省
02-24		保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	令和3年までに保育所等に関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合(令和2年度都道府県100%(保育所等のみ。放課後児童クラブは含まない))	未設定(令和2年度中に設定)	<ul style="list-style-type: none"> - 保護者の選択に資するような、保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 - 保育所に関する有益な情報については、インターネット上で直接閲覧できるシステムを独立行政法人福祉医療機構において構築し、令和2年度から運用を開始する。また、放課後児童クラブについては、有益な情報を提供していることに関することを、全自治体に対して調査していく。 - これにより、保護者が、小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保、および放課後児童クラブを適切かつ円滑に利用する機会の確保につなげる。 	◎														○	○	◎厚生労働省、◎内閣府

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名				
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村							
02-25		「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)に係る情報のオープンデータ化の充実	オープンデータ公開に向けた集計項目の選定および集計状況(第5回NDBオープンデータは令和2年8月公開予定)	オープンデータ公表ページに対するアクセス数(目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定)	<ul style="list-style-type: none"> 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和元年8月には第4回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」における検討を踏まえ、第5回NDBオープンデータの集計作業を開始。 令和2年度も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」で検討を行い、第6回NDBオープンデータにおいて新たに追加される集計項目を決定予定。また、令和2年秋頃までに第5回NDBオープンデータを公開予定。 これにより、国民の医療動向を評価する上で有用なデータの提供を促進。 																					◎厚生労働省
02-26		全国版空き家・空き地バンクの構築・活用	全国版空き家・空き地バンクの参加自治体数(令和2年度末715自治体)	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から本格運用を開始した「全国版空き家・空き地バンク」について、参加自治体数は、全国の総自治体数の約38%まで増加し、公開件数と共に成約件数(マッチング数)も増加。一方で、直近での参加自治体数は微増状態であるため、空き家の活用促進を進めるに当たっては、引き続き参加自治体数の増加に伴う成約件数の増加が必要。 令和2年度では、運営事業者と共に、未参加自治体の実態把握を行うと共に、引き続き周知活動・参加促進活動を実施する。 参加自治体数の増加に伴う公開件数及び成約件数の更なる増加により、既存住宅流通が促進される。 																					◎国土交通省
02-27		基盤となる地理空間情報等の整備・提供	地理院地図への反映率(令和2年度末までに100%)	地理空間情報ライブラリー利用率(令和2年度中に利用数850万件/年)	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。 そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、標高データや道路等の重要項目は着実に整備・更新を実施しつつ、頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を実施。 これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。 																	○	○		◎国土交通省	
02-28		海外安全情報のデータ公開と活用の促進	海外安全情報オープンデータサイトへのアクセス数の一層の増加	海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 昨今の国際情勢を鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年12月に新たに開設した。 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標通りのアクセス数を得ることができたため、今後はさらに多くの企業等に利用してもらえよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。 これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。 																					◎外務省
02-29		不動産情報の動向指標の提供・充実	<ul style="list-style-type: none"> 不動産価格指数の公表回数 不動産情報に係る新たな指標の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数 新たな指標を掲載するホームページのアクセス件数 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の不動産価格指数(住宅・商業用不動産)の公表を実施するとともに、季節調整値の公表に向けた検討、既存住宅販売量指数(仮称)の公表に向けた検討を実施した。その他賃料指数等の新たな指標についても検討を行っているが、今後公表していくに当たっては、データの収集方法等が課題である。 令和2年度は引き続き、不動産価格指数(住宅・商業用不動産)の算出・公表を行うとともに、既存住宅販売量指数(仮称)の公表を開始する。また、不動産市場の透明性向上に向けた新たな指標(賃料指数等)の更なる充実にに向けた検討等を実施する。 こうして不動産情報の動向指標を適時・的確に提供することにより、行政機関の金融・マクロ政策に活用されるとともに、我が国の不動産市場の透明性の向上が図られる。 																				◎国土交通省	
02-30		「女性の活躍推進企業データベース」の普及(法人番号の付記によるGビジネスインフォとの連携を含む)	法人番号登録企業数	データベースのアクセス件数	<ul style="list-style-type: none"> 求職者への有効な情報発信や企業側の自発的な働き方改革につながる「女性の活躍推進企業データベース」のオープンデータ化を達成。今後、同データベースの更なる普及、利用促進が必要。 引き続き、法人番号未登録企業に対する法人番号登録を推進する。 これにより、Gビジネスインフォとの連携が推進され、国民の利便性が向上。 																				◎厚生労働省、経済産業省	
02-31		国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号活用の促進	法人番号欄を設定している手続数	法人番号の併記率	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際には、法人番号の併記を原則とし、その利活用推進のため、所要の関連手続の様式等に法人番号欄を設ける等の見直しを行う。 																					◎内閣官房、関係府省庁
02-32		免税品購入データの公開の在り方の検討	公開可否の検討状況	未設定(今後の公開可否の検討状況に応じて令和3年度までに検討)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度税制改正による免税販売手続の電子化により、令和3年10月以後、全ての免税店が、免税品購入データを国税庁に送信することとなる。 国税庁に送信される免税品購入データには、個人情報と営業上の秘密が含まれることから、守秘義務の観点から、当該データをそのまま公開することはできない。また、当該免税品購入データは、税法に基づいて提供されるものであり、個人や事業者が識別されないよう加工等した後であっても、税務目的以外に使用することは直ちに許容されるものではない。 このため、当該免税品購入データをどのような形であれば公開することが可能となるのかなどの点について、法制上必要となる措置等を含め検討を行っていく。 																					◎財務省、国土交通省、経済産業省
02-33		官民連携でのETC2.0データの活用	ETC2.0データの配信の実施(サービス提案者と調整が整ったものから順次)	民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化	<ul style="list-style-type: none"> 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年8月に新たなサービス提案の公募を実施し、平成30年11月に19サービス案を選定。 民間からの提案サービスのうち調整が整ったものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始するとともに、民間企業へETC2.0データの配信を令和2年度を目途に本格的に開始する。 これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。 																					◎国土交通省
02-34		通学路情報の公開・活用の在り方の検討	通学路情報を活用した登下校時の安全確保の取組については、学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査において市町村教育委員会に対して調査しており、現在取りまとめ中。	未設定(把握状況を踏まえ検討)	<ul style="list-style-type: none"> 通学路情報は体系的に整理されておらず、教育委員会や学校によって設定状況等は様々であり、機微な情報も含まれていることを踏まえると、教育委員会、学校、保護者等、関係者の理解を得ることが必要であり、事業者においてデータの公開・活用の効果等を示すことが必要。 国としてはまずは、そうした公開・活用事例を収集し、その効果や課題を踏まえ、条件付き公開を含めた公開・活用の在り方について検討。 交通事故位置情報などと組み合わせることにより、危険予知箇所の抽出ができ、安全対策上の注意喚起をすることによって安全・安心な社会を実現。 																					◎文部科学省
02-35		ボーリング柱状図データ(土質調査結果含む)の公開の促進	地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ(25団体)	ボーリング柱状図データを公開した団体数(5団体)	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。 占用申請者に地盤情報の提出を求めるとともに、今後、標準的なフォーマットでオープンデータとして公開することを検討する。また、地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 これにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、ハザードマップ等の精緻化や工事等における安全性や効率性の向上などが期待。 																					◎国土交通省、内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名	
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村				
02-36		ハザードマップ(災害リスク情報)のオープンデータ化	国・地方公共団体が保有するハザードマップ(災害リスク情報)のオープンデータ化に向けた検討状況	ハザードマップ(災害リスク情報)をオープンデータ化した箇所数(又は団体数)	ハザードマップ(地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害)の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。 -平成30年度から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域(想定最大規模)のデータについては、国管理の445河川および8道県分の都道府県管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県すべての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を发出。引き続き、公開方法等の検討を行う。 -データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。																◎内閣府、◎国土交通省		
02-37		指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進	国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数	指定緊急避難場所データへの累積アクセス数	-災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和2年3月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約8割にとどまっている状況。 -引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 -これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。			◎													◎国土交通省、内閣府		
03-01	○	AI・データの利用に関する適切な契約の促進	事業者・事業者団体に対する周知活動の実施状況	企業におけるガイドライン改訂版の活用状況	-デジタル社会において、データの流通及び利活用は経済発展に不可欠。しかし、データの流通に関するBtoB取引は、契約類型や契約条件が様々。また、データを活用したAI技術の開発についても、AIの特性等に関する相互理解が進んでおらず、契約の取決め方は手探り。その結果、データの流通及びこれを利用したAI開発等に係る契約交渉がまとまらず、データの価値が十分にいかされない実態が存在。 -そこで、経済産業省は、平成30年6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。データ利用に関する契約類型別の契約事項や契約条件等を網羅的に整理するデータ編と、AI技術に係る権利関係や責任関係について交渉ポイントや留意点を示したAI編から成る二部構成とした。また、令和元年12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。今後は、ガイドラインの事業者・事業者団体に対する周知活動を継続的に実施。また、技術や法制度の変化に伴う更なる改訂や、ユースケースの充実についても継続して検討。 -これにより、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。											◎	○					◎経済産業省、総務省	
03-02	○	革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進	革新的データ産業活用計画及び公的データ提供要請制度の認定に係る各種法令・ガイドラインの運用	革新的データ産業活用計画の認定及び公的データ提供要請制度を活用した事業の拡大	-IoT機器の普及により収集可能となった大量のデータについて、産業競争力強化や社会課題解決に繋(つな)げる共有・活用が必要。 -生産性向上特別措置法の成立に伴い、データ収集・活用等を行う民間事業者の取組を支援するために中小企業向けの金融支援や公的データ提供要請制度を創設し、各種法令・ガイドラインを整備した。今後は、民間団体への案内、Webサイトへの公開等により制度を周知するとともに、産業データ共有事業については予算事業等を活用した支援も併せて実施することで申請を希望する事業者の増加を目指す。 -これにより、産業競争力強化や社会課題解決に向けたデータ利活用を促進し、我が国産業の生産性の向上を実現。			○	◎													◎経済産業省、総務省	
04-01	○	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	情報銀行の認定件数(令和2年度6件)	PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出	-令和元年度末時点で情報銀行の認定件数は5件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 -個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みである情報銀行の実装に向け、令和2年度は、情報銀行における活用課題のある情報の取扱いや情報銀行間連携のための標準等に係る実証事業を実施し、必要に応じて、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行う。 -このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。														○			◎内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省	
04-02	○	個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	説明会等への講師派遣及びタウンミーティング実施の件数(年間60回)	パーソナルデータ(匿名加工情報含む。)の適正かつ効果的な活用の促進	-個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。 -また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。 -これらにより、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。																	◎個人情報保護委員会	
04-03	○	IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等	地方版IoT推進ラボ及び地域未来投資促進法等で支援を行った件数	IoT、AI、ビッグデータ等を活用した、地域の課題解決や新事業の創出等	-IoT推進コンソーシアムにおいては、産業競争力を強化するため、先進的なIoTプロジェクトの選定・発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した革新的モデル事業の創出や支援等を実施し、着実な実績を上げてきたところ。 -令和2年度は、地方版IoT推進ラボの取組やユーザー企業向け講習会などのIoT人材育成等を通じて、地域におけるIoT利活用の更なる浸透を図るとともに、引き続き、地域経済牽(けん)引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)を通じた支援を実施する。 -これにより、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した地域の課題解決・新事業創出等に向けた取組の創出・発展を図る。																○	○	◎経済産業省、総務省
04-04	○	放送分野におけるデータ利活用	放送データの利活用モデルの策定	放送データの利活用モデルのプラクティスの数	-通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野においてもデータ利活用を積極的に進めることが重要。 -放送分野におけるデータ利活用を進めるため、平成29年4月に行った「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、各放送事業者等が収集・管理する視聴履歴などの放送データの具体的な利活用方策について検討し、令和2年度までに当該データの利活用モデルとして取りまとめる。 -これにより、視聴履歴などの放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進。																	◎総務省	
04-05	○	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	PHRサービスを普及展開していくための調査を実施(令和2年度調査事業を実施)	PHR実装主体数(令和2年度80団体でPHRを実装)	-個人に関する健康・医療・介護等データ(PHR:Personal Health Record)は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用(他者への提供を含む。)することが困難な状況。 -平成28年度から平成30年度までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。 -令和元年度からは、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの内実等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 -このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。																○	○	◎総務省
04-06	○	匿名加工医療情報の利活用の推進	認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模	匿名加工医療情報の利活用件数	-健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)を平成30年5月に施行。 -今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。 -具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。															○	○	◎内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村			
04-07	○	電子レシート(購買履歴)データの流通の検討	標準フォーマットの普及	電子レシートシステム導入事業者数	電子レシートデータの標準化が進むことで、消費者本人による効率的な購買履歴データの蓄積・活用が可能。平成29年度までに実施した2度の実証実験を踏まえ、平成30年度に電子レシートの標準フォーマットを策定・公表。今後、小売事業者等に対し、標準フォーマットを活用した電子レシートの普及を進めることが重要。 -引き続き、事例の整理を行うとともに、小売事業者等に対し、標準フォーマットを活用した電子レシートの普及を推進。 -これにより、電子レシートデータを用いた新たなサービスの創造を目指す。				◎									◎経済産業省				
04-08	○	スマートホームの新サービス創出のためのルール整備	整備されたルールを活用した事業者(機器・サービス)連携創出数(令和2年度までに100件)	家庭内機器サービス市場の拡大、国際標準獲得	-メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携について、平成29年度から平成30年度にかけて実施した実証実験等により、基本的な機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備やセキュリティ・プライバシー要件を整理。 -令和元年度からは社会実装フェーズに移行しており、当該ルール等を活用した100件の新サービス創出を目指す。また、令和2年4月9日に国際標準化機関W3Cにて標準化達成したスマートホームに関する国際標準規格の機能拡張の標準化について推進するとともに、令和2年度中に同規格の国内展開に向けダウンストリーム(国内標準化)を実施する。 -これにより、スマートホームの新サービスを創出し、家庭内機器等から得られるデータを活用したサービス市場の拡大を図る。				◎								◎経済産業省、総務省					
05-01	○	スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	運用面、制度面の方針策定	未設定(運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定)	-マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を利用できる環境を実現することが必要。 -できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、年内に具体化する工程に沿って、検討を行う。 -これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。													◎総務省				
05-02	○	公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	社会実装に向けた検討状況	公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤(サービス)の数	-民間の団体等によるサービス利用者の現状把握には負担や一定の限界が発生。 -民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現状を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、実証結果も踏まえ、その詳細を具体化する方向で検討中。					○	◎								◎総務省、経済産業省			
05-03	○	海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等に必要なシステム改修の実施	マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等の実施	-海外転出後のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用が必要。 -これらを可能とするため、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)等の改正を盛り込んだ改正法が令和元年5月に成立。改正法の公布後5年以内のサービス開始に向け、地方公共団体その他の関係機関との調整を実施。 -これにより、海外転出後もマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続利用でき、利便性が向上。									○					◎総務省			
05-04	○	マイナンバーカードの多機能化の推進	マイキープラットフォームへの参加 地方公共団体数	マイキーID登録者数	-マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。 -消費税率引上げに伴う需要平準化策として、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイキープラットフォームを活用した官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。また、地域における移動支援等に当該決済基盤を活用することを可能とするともに、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことについて検討を行い、想定される利用ケースに応じた必要な準備等を実施の上、地方公共団体がモデル的に事業を展開する。 -マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。														◎総務省			
05-05	○	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市町村の人口	コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数	-住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 -地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 -これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負担を軽減。														◎総務省			
05-06	○	マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	入場管理システム等の実現	入場管理システム等を利用した人数	-利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。 -マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。令和元年度以降の実用化、特に東京2020大会等におけるボランティアなどイベント関係者の入場管理への導入を目指す。 -マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。	○					◎		○	○						◎総務省		
05-07	○	金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進	マイナンバーカードを活用する金融機関数	金融機関での取引においてマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用することにより、対面・非対面を問わず厳格な本人確認が可能となるとともに、継続的な顧客管理に資することから、金融機関の事務効率化と利用者利便の向上を実現する。	-金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進を図ることが重要。 -このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するために、アクセス手段を多様化する取組を進める等、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。 -これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。	○													◎金融庁、総務省			
05-08	○	罹災証明のデジタル化	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数	罹災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数	-罹(り)災証明手続においては、被災者及び行政機関にとって大きな負担となっており、手続の在り方を見直すことが課題。 -このため、マイナポータル等による罹災証明書の電子申請が進むよう、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。 -航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法について、地方公共団体に周知する。	◎													◎内閣府、内閣官房			
05-09	○	被災者台帳管理	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数	被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数	-災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たったの配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳が重要。 -このため、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用し、地方公共団体への被災者台帳の作成支援を実施するほか、災害発生時に速やかに被災者台帳を作成できるよう、システム利用を促進する方策の検討を行う。 -また、被災者台帳の作成に当たっては、マイナンバーを活用し、円滑に庁内連携や庁外からの情報を入手できるよう引き続きマイナンバー活用のメリットを含めた周知を実施。マイナンバーカードを活用した避難所入退所情報について、被災者台帳の作成の迅速化・効率化を図るため、同情報と結びつけられるよう実証実験を行う。														◎内閣府、◎内閣官房			
05-10	○	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数	取扱機関(市町村)数(子育て及び介護フストップサービスに準ずる)	-マイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能(びったりサービス)」を活用して、被災者支援制度の周知及び電子申請機能を活用した各種手続きに係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。 -「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」の周知等を通じ、地方公共団体への導入支援を実施。	◎													◎内閣府、◎内閣官房			

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)													手引		府省庁名			
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村					
05-11	○	被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等	被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数	被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体数	<ul style="list-style-type: none"> -被災者生活再建支援金手続においては、被災者及び行政機関にとって大きな負担となっており、手続の在り方を見直すことが課題。 -このため、被災者生活再建支援金手続におけるマイナンバー制度の情報連携を活用することによる住民票の写しの添付の不要化や災害発生時におけるマイナンバーを利用した罹災証明情報の府内連携の実施について、活用例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。 -また、被災者生活再建支援金の申請をマイナポータルを通じて行えるようにし、地方公共団体に対して周知するとともに、マイナンバー制度の情報連携の活用等による審査事務の効率化の在り方について、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、検討を行う。 	◎																	◎内閣府、◎内閣官房、◎厚生労働省	
05-12		国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進	システム移行組織数	運用コスト	<ul style="list-style-type: none"> -平成28年3月から国家公務員身分証とマイナンバーカードの一体化を進めており、各省の移行に係る支援を通じ、一体化を更に促進。 																			◎内閣官房、総務省、全府省庁
06-01	○	条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備世帯数	光ファイバ未整備世帯数(平成29年度末時点で約98万世帯)の減少	<ul style="list-style-type: none"> -光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 -今後、地理的条件が不利な地域等において電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 -これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。 																			◎総務省
06-02	○	条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	補助事業実施件数	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合)(令和6年度までに90%以上) ※平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	<ul style="list-style-type: none"> -地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア(不感エリア)や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な第5世代移動通信システム(5G)の整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。 -災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、民間事業者による5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。 -これにより、都市と地方の情報格差を是正する。 																			◎総務省
06-03	○	鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	未設定(令和3年度当初より、在来線トンネル等の対策にかかるKPIを新たに検討し設定)	新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離(令和2年1,105km)	<ul style="list-style-type: none"> -鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。 -新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、供用開始済みのトンネルは、本年中の解消を目指すとともに、今後、延伸予定の区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。 -これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性向上及び非常時における通信手段を確保する。 																			◎総務省
06-04	○	地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業	地域IX及びCDNの実証拠点の設立数(令和2年度までに2か所)	地域IX及びCDNの活用による地域でのトラフィック流通の効率化検証(令和2年度までに15%程度の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> -我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信。非効率な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時における脆弱(ぜい)弱性の要因ともなっている。 -今後、5GやIoT、エッジ・コンピューティング技術等の利点を十分にいかすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域でのIXやCDNの活用を促進。 -これにより、今後も増加が見込まれるインターネットトラフィックに対応するためのトラフィック流通の効率化を図るとともに、耐災害性の向上を実現。 																			◎総務省
06-05	○	情報アクセシビリティ確保のための環境整備	仕組みの構築・導入に向けた検討状況	ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> -IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。 -このため、米・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 -これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。 																			◎総務省
06-06	○	Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	サービス及び研究開発に対する助成件数 JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数(令和元年3件)	民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率(令和2年70%) ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合(令和3年77%)	<ul style="list-style-type: none"> -高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 -誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。 -これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。 																			◎総務省
06-07	○	4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等	4K・8Kの視聴可能世帯	4K・8Kの視聴可能世帯の増加	<ul style="list-style-type: none"> -4K・8K放送については、平成30年12月から開始した新4K8K衛星放送について、その魅力や視聴方法に関する周知広報を進める必要。また、一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、ケーブルテレビで視聴するためにはネットワークの光化が必要となることなどが課題。 -東京2020大会以降も、引き続き全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、関係者と連携した周知広報活動を強化するとともに、一部の旧式受信設備の改修やケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるなど、官民連携で必要な対策を推進。 -さらに、4K・8Kの普及に向けて「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」を再開し、有識者や関係事業者・団体を交えて、受信環境整備や周波数有効利用に係る検討を開始。 -これらの対策によって、4K・8Kの視聴可能世帯の増加を推進。 																			◎総務省
06-08	○	IoT地域実装のための総合的支援 地域IoT実装・共同利用総合支援	計画策定支援事業により策定された計画数(平成30年度～令和2年度30件) 地域IoT実装・共同利用推進事業により地域IoTを導入した地方公共団体数(平成30年度～令和2年度92団体)	地域IoTを導入した地方公共団体数(令和2年度800団体) 計画策定支援事業により解決・改善した地域課題数(令和2年度60件) 地域IoT実装・共同利用推進事業により解決・改善した地域課題数(令和2年度276件)	<ul style="list-style-type: none"> -超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。 -民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、引き続き計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。 -このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。 																			◎総務省
06-09	○	「デジタル活用支援員」の検討	デジタル活用支援員に係る実証事業の実施状況	デジタル活用支援員のモデル構築	<ul style="list-style-type: none"> -高齢者や障害者(高齢者等)がICT機器・サービスを活用し、Society5.0時代におけるデジタル活用の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができるようになることが必要。 -このため、ICT機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」に関し、令和2年度中に支援員の活動、実施体制などの基本的枠組みの構築に取り組むとともに、必要となる制度整備について検討を進め、令和3年度以降、民間サービス等との役割分担を踏まえつつ、本格的に実施する。 																			◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村			
06-10	○	ICT等を用いた遠隔診療の推進	遠隔医療従事者研修の延べ受講者数	遠隔診療に関する診療報酬の算定件数	<ul style="list-style-type: none"> - 遠隔医療に関する基礎的な知識を習得させることを目的とした遠隔医療従事者研修を引き続き実施。 - オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直す。 - 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況等を踏まえ、診療報酬における対応についても引き続き検討。 - これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。 														◎厚生労働省、総務省			
06-11	○	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	新規整備件数 ・令和2年度:約2,000か所 ・令和3年度:約2,000か所	整備済箇所数(令和3年度までに約3万箇所)	<ul style="list-style-type: none"> - Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。 - 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。 - 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。 						◎					○	○	◎総務省				
06-12	○	障害者の本人確認等の簡素化	関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書数	未設定(令和2年内に検討)	<ul style="list-style-type: none"> - 障害者割引等については、従来より、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号)第8条3項「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。 - 令和2年中に、関係省庁は、障害者が日常的に利用する施設・移動の事業者等に対して、障害者の本人確認等の簡素化の推進の要請文書の発出を行う。 - 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。 													◎内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省				
06-13	○	AIチャットボット等の活用	防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数	防災チャットボットのプロトタイプの実現	<ul style="list-style-type: none"> - 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。 - このため、SIP第2期において、住民一人一人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの開発を、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。 					○							○	○	◎内閣府、内閣官房、総務省			
06-14		電気通信市場における競争促進	①固定電話網のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等未設定 ②モバイル市場の競争促進未設定	①固定電話網のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等未設定 ②モバイル市場の競争促進市場集中度指数(HHI)	<ul style="list-style-type: none"> - ①固定電話のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等 <ul style="list-style-type: none"> - 令和7年頃の中継交換機等が維持限界を迎えると考えられる固定電話のIP網への円滑な移行が求められる中、情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申(平成29年3月、同年9月)を踏まえた対応を引き続き行っていく必要がある。 - 上記答申を踏まえた電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)が令和元年5月に施行。引き続き、事業者の取組の促進等を行うとともに、情報通信審議会・電話網移行円滑化委員会における定期的なフォローアップ等を実施。 - これらの取り組みにより、公正な競争環境や利用者利便を確保しつつ、令和6年に予定されている固定電話網のIP網への円滑な移行を実現する。 - ②モバイル市場の競争促進 <ul style="list-style-type: none"> - 大手3社が約9割のシェアを占めるモバイル市場では、インフラを持たないMVNOを含めた事業者間の公正な競争を確保することが必要。 - 総務省では、平成30年10月から「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催。平成31年1月に通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月に成立、同年10月に施行した。引き続き「電気通信市場検証会議」の下でモバイル市場における事業者間の公正競争を促進するための方策について検討する。 - これらの取組により、モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者利益の向上を図る。 													◎総務省				
06-15		民放ラジオ難聴解消支援事業	民放ラジオ難聴解消支援事業補助件数	難聴地域のAM放送局等整備件数	<ul style="list-style-type: none"> - これまで、平成30年度末のAM放送局(親局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率は100%。 - 今後、引き続き現行の施策を実施。令和2年度は10月頃に補助事業の交付決定を予定。 - これにより、難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進し、平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保。 												○	○	◎総務省			
06-16		放送ネットワーク整備支援事業	放送ネットワーク整備支援事業実施件数 (令和2年度内に3件を予定)	ケーブルテレビ幹線の2ルート化等整備箇所数 (令和2年度内に2箇所を予定)	<ul style="list-style-type: none"> - 災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となるケーブルテレビネットワークについて、当該網切断による情報遮断の回避といった観点から、当該網切断が想定される箇所等の2ルート化等を行う必要がある。 - 引き続き現行の施策を実施し、令和2年度は第1四半期に補助事業の交付決定を予定。 - これにより、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等を推進し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強化を実現し、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することを推進。 												○	○	◎総務省			
06-17		Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	情報伝達手段を多重化した地方公共団体数	地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> - 国はこれまでJアラートによる緊急情報の発信を実施。 - 引き続き、令和2年度もJアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 - これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。 												○	○	◎総務省			
06-18		沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業	超高速ブロードバンド環境整備市町村数 (本事業における整備市町村16)	未設定 (令和3年度の全市町村整備後に設定予定)	<ul style="list-style-type: none"> - ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。 - 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い11町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い令和3年度末までに残り5市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。 - これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。 												○	○	◎内閣府			
07-01	○	教育現場におけるクラウド利用の普及と情報連携(校務系及び授業・学習系情報)	教育現場へのクラウド利用の普及活動回数	特色ある情報連携の事例の創出	<ul style="list-style-type: none"> - 教育現場において1人1台の端末環境が実現していく中、教育データ連携は、一人一人の児童生徒に応じた指導の実現や学校経営の改善にとって必要不可欠である。 - クラウドを基軸とする、校務系と授業・学習系システム間のデータ連携を促進することにより、教育現場の実情に応じた、特色ある情報連携の事例を創出する。 - 本件の推進により、教育データ連携による多面的な教育指導の確立に資する。 													○	○	◎総務省		
07-02	○	土地情報連携の高度化	登記済通知データを固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担軽減等の方策の検討(令和2年度中に方向性を決定)	登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数	<ul style="list-style-type: none"> - 土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 - 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担軽減等をするため、令和2年度から、地方公共団体やベンダーへのヒアリング等を通じて①不動産番号を固定資産課税台帳に収録するための効率的な方法等の検討②不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携(データ取込の方策等)の検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。 - これにより、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生防止等が期待される。 														◎内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省			

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名						
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村									
07-03	○	運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化	新運転者管理システムの開発進捗	未設定(令和4年度以降に検討)	- 運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。また、運転免許の管理等を行う運転者管理システムをはじめとする警察情報管理システムについては、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。令和元年度は、現行システムに係る現状調査、BPRの検討を行った。 - 令和2年度から、共通基盤の整備及び新システムの構築を行い、令和4年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。 - これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。	○										◎	○											◎警察庁
07-04	○	医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化	新システムの構築(令和3年9月稼働予定)	システム調達及び運用コストの低減	- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務に係る職員及び審査委員の業務負担(審査・データの手工入力等)が課題。 - 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、令和元年度にソフトウェアの分離調達が完了。令和2年度はシステム総合試験等を実施。引き続き、令和3年9月稼働に向け開発を進めるとともに、システム開発コスト、ランニングコストなどのコスト削減効果について、規制改革会議や保険者(費用負担者)などの関係者への説明を予定。 - 審査支払機関における審査プロセスの見直しにより、審査に係るコンピュータチェック寄与度の向上や審査支払業務に係るコスト削減に貢献。											◎												◎厚生労働省、内閣官房
07-05	○	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進	データ登録進捗率(データベースへのデータ登録件数/登録予定件数(前年度の登録件数を参考値として算出))	データベースからのデータ提供件数	- 症例が比較少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。 - 平成29年度に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築。データ登録、データベース制度の周知を通じ、令和元年度には、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、研究者へのデータ提供の受付を開始したところ、今後準備ができたものより順次提供を行う予定。 - 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報等を把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。												◎											◎厚生労働省
07-06	○	交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	プログラム又はシステムを導入した都道府県数	交通規制情報を利用した自動運転の実現	- 平成30年度は、都道府県警察に対し、令和2年度までに各都道府県警察の交通規制情報を標準フォーマットに変換するプログラム又は標準仕様書に基づく交通規制情報管理システムの整備を促進。令和元年度まで、19都道府県警察がプログラム又はシステムを整備。 - 令和2年度も、引き続き、都道府県警察に対し、プログラム又はシステムの整備を促す予定。 - これにより、運転者が交通規制情報を的確に把握することが可能となるほか、自動運転の実現に寄与することを期待。										○		◎	○										◎警察庁
07-07		地域情報プラットフォームの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における準拠製品の導入率	- 地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、コスト削減及び業務の利便性向上に寄与するため、地方公共団体への導入促進が必要。 - 令和2年度も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率、利用率の向上を図るとともに、今後作成される自治体情報システムの標準仕様書を踏まえ、データ連携標準の見直しについて必要な支援を行う。 - これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を推進。												◎	◎				○	○				◎総務省	
07-08		中間標準レイアウトの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における利用率	- 業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与するため、地方公共団体への利用促進が必要。 - 令和2年度も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、利用率の向上を図るとともに、今後作成される自治体情報システムの標準仕様書を踏まえ、データ連携標準の見直しについて必要な支援を行う。 - これにより、地方公共団体における中間標準レイアウトの利用率を向上させる。												◎	◎			○	○					◎総務省	
07-09		革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進	研究開発の事例数	社会実装された事例数	- 令和元年12月にAI研究開発に積極的に取り組む大学・研究機関等の連携を促進する「人工知能研究開発ネットワーク」を設立。令和2年3月末日までに国内の104の大学・公的研究機関等が参画。 - 同ネットワークを通じて、我が国のAI研究開発の総合的・統一的な情報発信や、AI研究者間の意見交換を推進するため、令和2年春頃を目前に、同ネットワークのポータルサイトを構築し、運用を開始予定。 - 同ネットワークの活動により、国内外に我が国のAI研究開発の認知関心を高め、海外人材の日本への呼び込みや国内外の共同研究の増加を期待。												◎										◎内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
08-01	○	分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進	データ連携基盤技術の開発進捗	データ連携基盤技術の本格稼働	- Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。 - 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP(第2期)の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術(コネクタ、仮称)の研究と機能ツール開発、及びデータ流通を促進する主体となる民間コンソーシアム(dataex.jp、仮称)を設立する。 - 上記の取組みにより、分散型分野間データ連携を実現する。													◎									◎内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省	
08-02	○	データ利活用型ICTスマートシティの推進	分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付決定数(令和2年度6か所)	横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数(令和2年度末までに延べ26か所)	- 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都市・地域の抱える多様な課題が存在。当該課題解決を目的として、分野横断的なデータ連携のための基盤(プラットフォーム)整備などの「データ利活用型街づくり」について支援を実施。平成29年度から令和元年度において、計14か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えないとともに、都市間連携による取組が十分に進んでいないため、引き続き取り組む必要がある。 - 分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」等の枠組を活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行うとともに、構築されたプラットフォームを利用した横連携方策について検討を行う。これらの取組や自主財源による取組も含め、令和2年度末までに、先進的データ利活用型ICTスマートシティを全国において26か所に構築。 - 上記の取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。														◎				○	○				◎総務省
08-03	○	Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数	Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決	- 第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服するSociety 5.0を実現する必要。 - 「Connected Industries」というコンセプトの下、新たな産業システムを構築するため、平成29年度に設置した重点5分野(自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安及びスマートライフ)の分科会において、取組の具体化等に向けて集中的に議論。企業・産業を越えた協調領域における官民のデータ共有や人材育成等に向けて具体化した取組を平成30年度から本格化し、着実に実施中。 - これにより、人、モノ、技術、組織等が様々な繋(つな)がることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指す。															◎				○				◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)											手引		府省庁名				
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県		市町村			
08-04	○	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数	策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数	<ul style="list-style-type: none"> - Society 5.0の実現に向けて、産業構造、社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の増大への対応が必要。そのため、Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」(以下「CPFSF」という。)を平成31年4月に策定。 - CPFSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。加えて、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋(つな)げる機器・システムにおけるカテコライズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を2020年内に策定するとともに、末端の制御系システムにふさわしいセキュリティ対策に関して検討を開始する。 - これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋(つな)がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。 																	◎経済産業省	
08-05	○	産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	未設定(令和2年度中に方針が固まった段階で検討)	未設定(令和2年度中に方針が固まった段階で検討)	<ul style="list-style-type: none"> - デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなる。 - このため、企業におけるデジタルガバナンスの実施状況を客観的に評価するための基準(「デジタルガバナンス・コード」)の策定や、当該評価結果に基づき格付けを行う「DX格付制度」創設等により、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却等を促進し、本格的なDXを推進する。また、非競争領域におけるシステムの共通化に取り組むとすする業界等を支援する機能・体制を構築し、効率的かつ競争力の高い情報システムの開発を支援する。さらに、平成30年9月に公表されたDXレポートにおいて今後取り組むべき点として示された「ユーザー企業とベンダー企業間のモデル契約ガイドラインの改訂」についても引き続き取り組む。 - これにより、重要産業を中心とした民間部門において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。 																	◎経済産業省	
08-06	○	医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子(ID)の導入	オンライン資格確認システムの構築	オンライン資格確認に参加する医療機関数	<ul style="list-style-type: none"> - 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。 - 医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の令和3年3月からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。創設した医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 - これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。 - 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、有識者検討会において具体的なスキーム・活用主体等について議論し、令和元年10月に報告書を取りまとめ、第201回国会(常会)において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)が成立したところ。令和3年度からの運用開始を目指し、同法律の施行準備を行うとともに、引き続き、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。 				○	○					◎	○							◎厚生労働省
08-07	○	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	未設定(令和2年度第1四半期中に設定)	未設定(令和2年度第1四半期中に設定)	<ul style="list-style-type: none"> - 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。このため、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みが必要。 - 令和元年度は主にレセプトデータを活用した診療支援等におけるサービスモデルの構築に資する実証及びDtoD(医師-医師間)も含む遠隔医療の新たなモデル構築に資する調査・実証を行った。 - 令和2年度は、令和元年度の取組を基に新たな通信・放送技術の活用も見据えた遠隔医療モデルの構築に関する調査・検討、普及啓発等を実施。 - このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。 				○	◎	○				◎		○	○				◎総務省、厚生労働省	
08-08	○	電子カルテなどの情報を活用した医薬品等の安全対策	MID-NETの利用可能症例数(520万人(令和2年度末))	MID-NETの利活用件数(91件(令和2年度末までの累積))	<ul style="list-style-type: none"> - 医薬品等の安全対策の高度化を推進するためには、薬剤疫学的手法により副作用情報を定量的に解析し評価を行う必要があることから、平成30年4月より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA:Pharmaceuticals and Medical Devices Agency)において、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析することを可能としたMID-NETの本格運用を開始し、医薬品の安全対策等を目的として行政、製薬企業、アカデミアが利活用を行っている。 - 令和2年度においては、医薬品等の安全対策のため、大規模医療情報の活用による副作用等の分析を実施。 - これにより、医薬品等の安全対策の高度化を推進。 																	◎厚生労働省	
08-09	○	電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	電子タグの出荷枚数(令和7年まで1,000億枚以上)	労働生産性の改善(令和7年2%(実績)ベース)	<ul style="list-style-type: none"> - 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といったことが課題。 - 平成29年度から平成30年度にかけて実施した情報共有システムに関する実証実験により、電子タグを用いたサプライチェーン情報共有システムの仕様を策定し、令和元年度には当該仕様を公表。 - 今後、当該情報共有システムの仕様を活用したサプライチェーン効率化に関する実証実験を実施。 - これにより、電子タグの実装及び情報共有システムの活用によるサプライチェーンの効率化に向けた取組を推進。 																	◎経済産業省	
08-10	○	スマートフードチェーンによる生産・流通改革	スマートフードチェーン基盤の構築	スマートフードチェーン基盤の活用事業者数	<ul style="list-style-type: none"> - 人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を強化することが重要。 - 農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に答える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化やセンシングによる生産から流通までのデータ集積技術の開発を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。 - これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。 																		◎農林水産省、内閣官房、内閣府、国土交通省
08-11	○	データをフル活用したスマート水産業の推進	スマート水産業データ連携基盤(仮称)の構築(令和2年まで)	漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供(令和3年度までに10サービス以上)	<ul style="list-style-type: none"> - 水産分野においては、公的データが一元的に管理されておらず、また、非公開の情報が多いため、ITを活用した技術やサービスの横展開が進まず、漁業現場で有効活用されていない。 - 令和元年度から、多種多様な水産分野の情報を活用するためのデータ連携基盤の構築・稼働等に向け、産学官の有識者からなる協議の場を設置・運営し、今後の取組の方向性等に関する提言を取りまとめた。水産資源の評価・管理やデータに基づく漁業・養殖業、新規ビジネスの創出を支援する水産業データ連携基盤(仮称)を令和2年までに構築・稼働し、他のデータプラットフォームとの連携を図る。 - これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産業分野における生産性向上を実現。 	○	○	○						◎	○							◎農林水産省、内閣官房	
08-12	○	農業情報の標準化の推進	策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドライン等数(令和2年度12件)	標準化に係るガイドライン等の閲覧数	<ul style="list-style-type: none"> - データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき10項目の個別ガイドライン等を策定。 - 令和2年度以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤による取組状況等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。 - これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。 																	◎内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名						
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村									
08-13	○	農業生産のスマート化	病害虫被害データの収集スキームの構築 バーチャルラボの構築	病害虫被害データの収集件数 バーチャルラボの利用機回数	- 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、生産性の高い農業生産を実現する必要がある。 - そのため、AIを活用した病害虫診断技術の構築、データの持続的な蓄積を通じて精度が高まっていく育種システムの自律的維持といった農業生産スマート化に資する取組を推進。 - 以上の取組により、農業者に対する病害虫管理の支援、高効率・短期間での品種改良を実現。																					◎農林水産省		
08-14	○	「デジタル地図」による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し	農地情報公開システム(全国農地ナビ)へのアクセス数 農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数	全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合(令和5年度までに8割)	- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等がされておらず、他の農地情報データベースとの整合性が課題。 - 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを検討し、結論を得たものから実施。 - 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。																					◎農林水産省、内閣官房		
08-15	○	森林クラウド・SCMIによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等(林業イノベーション)の推進	・森林クラウドを導入している都道府県数	・私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合(令和10年度末までに100%) ・木材需給情報データベースの活用事業者数(令和3年度末までに250社)	- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。 - これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業者等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業者等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。 - このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度末までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。 - 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。																○	○			◎農林水産省			
08-16	○	地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等	循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数(令和2年度までにデータ分野数10、参加団体数50)	G空間情報センターの平均月間ページビュー数(令和2年度までに平均月間ページビュー数10万件以上)	- 地理空間情報の流通・利用を拓くため、G空間情報センターと各種の分野別データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能にすることが課題である。 - このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。 - これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。																						◎国土交通省	
08-17	○	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	訓練または災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施	国・地方公共団体・事業者等が必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現	- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 - SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 - これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。																		○	○		◎内閣府、文部科学省		
08-18	○	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	安否確認サービスの導入地方公共団体数(令和3年度までに20都道府県)	安否確認サービス端末の設置数	- 平成30年11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試験的に導入を行うことを決定。 - 令和元年度において、5県に端末の貸出を実施し試験的に導入を行うことを決定。 - 未導入の地方公共団体へ安否確認サービスに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。 - 令和3年度までには20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把握に貢献。																			○	○		◎内閣府	
08-19	○	国土交通データプラットフォーム整備	データ連携基盤の開発進捗	データ連携基盤の本格稼働	- Society5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。 - 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手する。 - これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。																						◎国土交通省	
08-20	○	港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築	港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数	港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数	- 港湾関連データ連携基盤の要件について検討を行い、「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」及び「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」において協議した。要件定義を踏まえて、システム設計及びプロトタイプを構築し、利用者からの改善要望や今後の開発に係る意見等を集約し、令和2年度の開発に反映する予定である。 - 令和2年度から、システム設計内容に基づき、引き続きシステム開発を進め、令和2年末までに港湾関連データ連携基盤の構築を行う。令和3年より、利用者に対する連携テスト・受入テストを開始し、多くの方々に利用いただける事業環境を構築する。また、港湾管理及び港湾インフラ分野の電子化に向けた検討も並行して行う。 - これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流の生産性向上や、港湾管理者の利便性向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。	◎	◎																					◎国土交通省、内閣官房、財務省
08-21	○	ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進	・遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転のブロックチェーンでの記録回数(平成31年度1件)(平成31年度実施済) ・複数地点で同時に取引が発生した場合を想定したシステム負荷試験におけるトランザクション数(令和元年度10,000トランザクション)(令和元年度実施済) ・環境価値の属性情報(価値創出の時点、地点、主体等)を表示・閲覧・検索可能な取引システムの構築数(令和2年度1件) ・環境価値の支払意思額を高めるナッジ手法を明らかにするための行動変容実証の実施回数(令和2年度1回) ・環境価値の取引回数を増やすマーケットデザインを明らかにするための行動変容実証の実施回数(令和4年度まで1回)	・ナッジを通じた環境価値の支払意思額の向上(令和2年度 対統制群比5%) ・マーケットデザインを通じた環境価値の取引回数の向上(令和4年度 対統制群比5%)	- 平成30年度から、これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再生可能エネルギーのCO2排出削減に係る環境価値を創出し、当該環境価値を低コストかつ自由に取引できるシステムを、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を用いて構築し、実証する事業を実施している。平成30年度では、遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転をブロックチェーンにより記録する実証実験に成功した。令和元年度は、複数地点で同時に取引が発生した場合でもシステムが「ダウンしないことを確認するため、システム負荷試験を実施し、10,000トランザクションを発生させてシステムのパフォーマンスを評価した。 - 令和2年度は、「いつ・どこで、誰が、どのような再生可能エネルギーで、どれだけ発電したか」といった環境価値に付随する属性情報の一部または全部を、その後の実証実験の内容に合わせて表示・閲覧・検索することのできる取引システムを構築するとともに、環境価値の支払意思額を高めるための手法を明らかにするために、ナッジ等の行動科学の知見を用いた行動変容の実証実験を実施する。 - そして令和4年度までに、行動変容の実証実験を通じ、環境価値の取引回数を増やすためのマーケットデザインを明らかにすることに繋(つな)げる。																						◎環境省	
08-22	○	海事生産性革命(i-Shipping)	建造分野及び運航分野における生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業における採択件数	世界における建造量シェア(令和7年までに30%)	- 生産性向上のための研究開発補助を行うとともに、開発された新技術の実用化及び普及を促進し、海事産業全体の生産性向上に繋(つな)げる取組が必要。 - 船舶の開発・設計、建造、運航の各段階において、AI、IoT等を活用した抜本的な生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化の支援を実施。 - 令和7年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを旨とする。																						◎国土交通省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)													手引		府省庁名																
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村																		
08-23		第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進	国際標準提案数	国際標準獲得	<ul style="list-style-type: none"> 大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化が進み、IoTの進展等に必要となる技術の確立とその活用が求められている。 そのため、製造システムで使われるデータの拡張方式等のルール化について国際標準化の取組を実施。 これにより、異なる製造システムをつないでモノづくりを行うスマート工場の実現化や、異なった産業分野におけるシステム間でのIoT機器の相互利用の促進等に貢献する。 																															◎経済産業省	
08-24		サイバーセキュリティお助け隊の構築	サイバーセキュリティお助け隊の実証を行う地域数	未設定(本施策の推進状況を踏まえ、別途設定)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業であっても、例外なくサイバー攻撃の脅威にさらされている実情が徐々に明らかになっていることを踏まえ、経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度～令和2年度に地域実証を実施している。 また、中小企業へのサイバー攻撃の影響が取引先の大企業まで及び実態が明らかになってきていることを踏まえ、大企業と中小企業が一体的にサプライチェーン全体でのセキュリティ対策を強化することが必要。このため、経済産業省では、2年間の地域実証を踏まえつつ、一定の基準を満たしたセキュリティサービスを活用する中小企業を可視化し、適切なセキュリティ対策に取り組む中小企業と当該体制に参画する大企業・業界団体との取組を促進するための仕組みを構築する。 これにより中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策を強化する。 																															◎経済産業省	
08-25		予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	予防接種履歴と診療情報の紐付けされたデータ数	モデル事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年厚生労働省告示第121号)において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとしている。 このため、平成30年度においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施する。 これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。 																																◎厚生労働省
08-26		国立高度専門医療研究センター(NC)や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備	構築したシステムの疾患数(令和2年度までに15疾患)	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究の実施件数(令和2年度までに20件)	<ul style="list-style-type: none"> 進捗実績として、構築したシステムの疾患数は目標を上回っており、2016年度より疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を推進しており、想定通りの効果がでている状況。 引き続き、疾患登録情報を活用した効率的な治験・臨床研究を2020年度までに20件実施する。 効率的な創薬のための環境整備を進めるため、NCや大学病院、学会等が構築した疾患登録システム(レジストリ)等を、産学連携を通して活用し、効率的な治験・市販後調査・臨床研究の体制を構築する。 																																◎厚生労働省
08-27		保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの整備状況	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みでのデータ利活用	<ul style="list-style-type: none"> 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レポートに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診情報は令和3年3月を目途に、薬剤情報については令和3年10月を目途に稼働させる。 さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年夏を目途に確認できるようにする。 これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。 																																◎厚生労働省
08-28		医療画像を収集し、画像診断へのディープラーニング技術の応用に向けた研究開発	学会による自律的な医療画像データ収集体制の構築数	令和2年度中に検討・令和2年度まで研究事業を実施中	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療分野におけるAI開発を加速するために、AI診断支援研究開発の支援が必要。 平成29年度から学会を中心とした医療画像データの収集体制の構築を開始し令和2年度までにディープラーニング技術応用に向けた収集体制の構築を目指す。 これにより、日本におけるAI研究開発の加速化が期待できる。 																																◎厚生労働省
08-29		災害リスク情報の利活用手法の研究開発	研究開発成果を一部活用した、国または自治体と連携した取組として、訓練・ワークショップの実施回数、または、災害発生時の情報発信を年1回以上実施	災害リスク情報検索システム及び協働型地域防災システムの構築により、災害リスク情報の利活用手法に基づく協働型地域防災手法を提案	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスク情報の利活用による協働型地域防災手法の確立のため、以下の取組を実施する。 災害マネジメントサイクル(予防・警戒・対応・回復)に沿って一連のプロセスを構築する手法に係るプログラムを、豪雨災害対応に特化して実施し、検証と改良を行う。また、自治体向けや地域コミュニティ向けのシステムの統合解析機能の有効性を検証し、改良を行う。 これにより、自然災害に対する我が国のレジリエンス(強靱性)を高め、自然災害リスクを軽減させることを目指す。 																															○ ○ ◎文部科学省	
08-30		地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム	地球環境情報プラットフォームの利用者数(令和2年度5,400人)、登録データセット数(令和2年度350件)	未設定(令和2年度に設定予定)	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)の蓄積・統合解析を行う地球環境情報プラットフォーム「DIAS」の利用者数及び登録データ数は、ともに順調に増加している。 引き続きシンポジウム、フォーラムなどを実施し、DIASの周知に努め、令和2年度までに利用者数5,400人、登録データセット数350件の達成を目指す。 これとあわせて、多くのユーザーに長期的、安定的に利用されるための運営体制の整備や共通基盤技術の開発を推進することにより、DIASが広く学術研究や国際貢献、産業利用などに活用されることが期待される。 																																◎文部科学省
08-31		自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進	アーキテクチャを定義するためにビジネス、機能、データ、アセットの各レイヤの情報を整理・構造化	アーキテクチャに基づく効率的な研究開発、分野横断可能なサービス実現に寄与する環境を提供	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に、民間の地理系データを活用した他分野連携の実証事業や既存関連事業等の整理・構造化等を通じて、データ連携・国際標準化等に資するアーキテクチャ(機能、ルール、データ、アセット等及びそれらの関係性を可視化したもの)を設計・構築した。 令和2年度に、アーキテクチャを活用して自動運転分野における地理系データを多用途展開するために必要な検証を進める。 これにより、民間の地理系データを活用した他分野連携のサービス検討に必要なルール、データ等を明確にし、自動運転の社会実装を加速する。 																																◎内閣官房、◎内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
08-32		不動産総合データベースの本格運用	不動産総合データベースの構築・運用に向けた調査・検討	業務の効率化や消費者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 不動産総合データベースは、当初構想していた事業内容について、民間企業等による同様のサービスの提供状況等を踏まえ、機能や構築の必要性についての見直しを含め、改めて検討が必要となっている。 令和2年度においては、引き続き各関係団体等と、不動産総合データベースの構築・運用等に向けた調整・検討を行う。 これを踏まえつつ、既存住宅を中心とした不動産取引の活性化や提供情報の充実化による消費者サービスの向上を図る。 																															○ ◎国土交通省	
08-33		Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	研修の実施回数	Lアラート高度化システムの導入都道府県数(令和2年度末15都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度においては、地方公共団体職員(主に市町村職員)等を対象にした研修を14箇所の地域で実施。また、Lアラートの地図化システムにおいて気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を策定。 令和2年度も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、令和2年度末にはLアラートの地図化システム等のLアラート高度化システムの15都道府県での整備を目指す。 これにより、実証実験やシステム実装で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。 																																○ ○ ◎総務省
08-34		筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	筆ポリゴンの利用促進にかかる措置の実施状況	利用者数(ダウンロード数等)	<ul style="list-style-type: none"> 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。しかし農地の形状変化による筆ポリゴンの更新作業は、手作業のため全国の5分の1程度にとどまっている現状にある。 令和2年度からは、衛星画像とAIによる変化抽出手法の導入により、毎年最新の情報に更新。また、筆ポリゴンの安定的な継続利用を可能にするID履歴、筆ポリゴンに紐づく付加価値情報及び筆ポリゴンの管理・運用のためのシステム要件を定義。 筆ポリゴン利用者の利便性向上に向け、筆ポリゴンの管理システムの構築を進めているところ。 																															○ ◎農林水産省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)													手引		府省庁名												
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村														
08-35		公共安全LTEの実現に向けた総合実証	社会実装に向けた技術的な検討	公共安全LTEサービスの提供(令和3年度から限定的に提供開始)	従来からの公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像・動画等の大容量のデータ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストになりがちであるともに関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。令和2年度は、令和元年度に検討した公共安全LTEに具備すべき機能要件等を踏まえ、関係機関の協力も得ながら、これらの技術的な検証や公共安全LTEの実現に向けた動作実証等を実施する。これにより、公共機関における通信手段の高度化や世界的に標準化された技術を利用することでの規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同一ネットワークでつながることによって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって、災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。											◎			○							◎総務省							
09-01	○	「異能vation」プログラムの推進	公募への応募倍率	応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合	破壊的イノベーションの種となるような技術課題の公募を実施。突き抜けた技術課題を発掘するために全国各地に広く周知を行い、既存の政府系R&Dで応募倍率が3倍程度のところ、10倍以上を達成。挑戦への取組を支援する「異能vation 破壊的挑戦」プログラムを推進。より突き抜けた課題になるようスーパーバイザーからのアドバイスや評価を実施。当該プログラムの卒業生による地球規模の情報発信を開始。ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価とすることにより、アンビシャスな技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進することにより、応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成する。														◎		○	○					◎総務省						
09-02	○	交通信号機を活用した5Gネットワークの構築	令和元年度 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築にかかるフィージビリティスタディ 令和2年度 小規模社会実証 令和3年度 大規模社会実証 令和4年度以降 交通信号機に5Gアンテナ等を設置	令和元年度 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築にかかるフィージビリティスタディの実施 令和2年度 小規模社会実証の実施 令和3年度 大規模社会実証の実施 令和4年度以降 交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数	超高速・超低遅延・多数同時接続の特長をもつ新たな通信方式である5Gは従来よりも稠(ちゆう)密な基地局設置が求められるが、新たな設置場所の確保には個別の地権交渉等が必要。また、全国で約20.8万基設置されている交通信号機のうち、ネットワーク化されているものは全体の3割程度にすぎず、またその通信もアナログ専用線を用いたものがほとんどであるため、その低コスト化・高度化が急務。このため、交通信号機への5G基地局設置を検討することで、5Gエリア展開と交通信号機ネットワークエリアの拡大を一体的に進め、5Gネットワークの全国展開と、交通信号機のセキュアかつ低コストなネットワーク化の双方の取組の加速化を目指す。具体的には、交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化及びデータ連携の在り方を含めた5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開を可能にするリファレンスアーキテクチャを策定する。																			◎		○		◎内閣官房、◎総務省、◎警察庁					
09-03	○	個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	1,159人の被験者に対して12か月間の介入を行い、令和元年12月末に被験者全員の介入が終了	令和7年に健康情報を活用して、糖尿病の重症化予防及び糖尿病以外も含めた生活習慣病の予防・改善や、被験者の健康改善等に取組む被験者数を1,000組合にする	生活習慣病等の領域では、各個人の生活習慣や行動をいかに効果的に変容させられるかが大きな課題。平成29年度から令和元年度まで、IoT機器(ウェアラブル端末等)やその取得データを活用して、行動変容を促進し、生活習慣病等の予防・改善を図る実証研究を実施し、行動変容を促すアプローチの方法や、そのための機器やソフトウェアの開発に向けた研究事業を実施。被験者1,159人を対象に介入を行った。今後は、介入の効果を検証し、その成果を各保険者に普及広報することによって本施策の効果が発現する。このため、来年度以降、健康情報を活用した生活習慣病予防・改善に繋(つな)がるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及の取組を普及する。これにより、糖尿病等の予防・改善に繋(つな)がるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及に貢献。																						○		◎経済産業省				
09-04	○	臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	事前評価委員会により評価・採択とされた研究課題数を基に、その継続分について、中間事後評価委員会の中間評価により継続と判断された課題の割合(令和2年度目標100%)	終了した研究に基づき発表された成果数(論文、学会発表、特許の件数等)(令和2年度目標は前年度と同水準)	健康・医療分野(介護・福祉分野を含む。)の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能(AI)を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。令和2年度も健康・医療分野におけるデータ利活用のための基盤構築研究を推進するとともに、医療データ分析による政策の科学的根拠の創出や、実用可能な保健医療分野におけるICT・AIシステム開発研究を促進。本研究事業により、AIの保健医療分野への応用及び実装、種々の医療データの横断的分析による更なる医療の質向上を実現。																						◎		◎厚生労働省				
09-05	○	利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	令和2年度に4件の追加開発予定	ロボット介護機器の販売台数を令和7年度までに25,000台	ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。平成29年10月に改訂されたロボット技術の介護利用における重点分野に基づき、引き続き4分野5項目について研究開発を加速していく。以降、事業の適時に中間評価等を実施し、自立支援等に資する介護機器開発等を目指す。																						◎		◎経済産業省、厚生労働省				
09-06	○	8K等高精細映像技術の医療応用の推進	遠隔手術支援システムの開発状況(令和3年度開発完了を目指す。)	臨床試験を実施し、医療上の有用性等を検証	令和元年度から令和3年度までにおいて、8K等高精細映像データ利活用研究事業として、8K内視鏡システムの更なる改良を進めるとともに、当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向け研究開発を実施。これまでに開発を行った8K内視鏡システムのカメラ部分の小型化や新たなレンズを開発するとともに、8K内視鏡システムについて、事業期間中あるいは事業終了後速やかに薬事承認を得ることを目指す。これにより、医療従事者の負荷の軽減及び患者に提供される医療の質の向上に寄与。																							◎		◎総務省			
09-07	○	診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発	先進的な医療機器・システム等の開発状況	先進的な医療機器・システム等の実用化件数	医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んでいるものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。令和9年度までに5件の医療機器等の実用化を目指す。これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。																								◎		◎経済産業省		
09-08	○	農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの先端技術を活用した研究開発	無人走行システムの実現、省力化に貢献するロボット等の実用化数	ロボット等の導入により効率化された作業等	農業水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボットなどの先端技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。農業機械の遠隔監視下での無人システムを令和2年末までに実現することを目指し、安全対策技術を含め、研究開発実証を推進。令和2年末までに農業水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。また、平成31年から先端技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証を実施。これにより、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。																						○		◎		◎農林水産省、内閣府、総務省、経済産業省		
09-09	○	スマート農業実証プロジェクト(「スマート農業加速実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」)	実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況(単年度評価の結果)	実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数(終了時評価を実施した実証計画数の80%以上)	農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。先端技術を生産現場に導入・実証することにより、スマート農業技術導入による経営効果等を検証し、成果を取りまとめ情報発信を行う。これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。																								◎		◎農林水産省		
09-10	○	第5世代移動通信システム(5G)普及・展開に向けた研究開発、地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	地域課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数	携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数	平成31年1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年12月にローカル5Gの制度化を行い、免許申請受付を開始。引き続き、基地局の小型化や高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入に向けた取組の一環として、様々な利活用シーンで地域のニーズを踏まえた開発実証を実施。これにより、5G及びローカル5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの提供が可能となり、国民の利便性が向上。																							○		◎		○	◎総務省
09-11	○	豪雨・竜巻予測技術の研究開発	NICTが実験観測運用を継続的にを行い、関係各機関と連携し、実用化を踏まえたフェーズドアレイ気象レーダーの二重偏波化技術確立。暖候期(特に7月から9月まで)の安定した運用(7月から9月までの3か月間のデータ取得率7割以上)。	東京2020大会中の豪雨直前情報の発信と提供及び暖候期の地方公共団体等との実証実験の実施(実証実験2件以上)	令和元年度においては、実証実験を6件実施した。今後は実証実験の評価結果を踏まえ、東京2020大会に向けた情報提供システムを構築する必要がある。令和2年度においては、マルチパラメータ・フェーズドアレイ気象レーダーの連続観測と観測データのリアルタイム転送により観測後2分以内に豪雨情報を分かりやすく伝えるためのWeb表示システムを構築する。これにより、東京2020大会における豪雨時の安全な大会運営及び地方公共団体等における豪雨対策に寄与する。																								○	◎		◎総務省、内閣府、文部科学省、国土交通省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														手引		府省庁名				
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村							
09-12	○	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施 熟練技能者の暗黙知の継承(令和3年度まで) コンテナ蔵置場所の最適化(令和2年度まで) コンテナダメージチェックの効率化(令和3年度まで)	「ヒトを支援するAIターミナル」を実現したコンテナターミナルにおいて、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消(令和5年度まで)	- 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局においては、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。 - 令和元年度に創設した遠隔操作RTGの導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、AI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業をはじめとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。 - 令和2年度までにターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを開発し、荷線回数最小化の改善効果等について明らかにするとともに、令和4年度までに、その他の所要のシステムについても開発する。																			◎国土交通省、内閣官房		
09-13	○	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載	「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載	- 自動運転(SAEレベル3以上)の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」(平成30年4月17日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、自動運転等の設計・製造過程から使用過程にわたる安全性を一体的に確保するための「改正道路運送車両法」が施行(令和2年4月)。また、自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定等の整備を行う「改正道路運送車両法」が施行(令和2年4月)。技術開発は東京臨海部等、全国で実証実験を実施。 - 令和2年度以降、引き続き、関連する法制度整備の検討と、技術開発・実証実験を通じた社会利用を推進することで、自動運転の早期実現を目指す。 - これにより、道路交通に関する社会課題の解決を目指す。																○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省			
09-14	○	自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの実証プロジェクトの実施	自動運転の実現	- 少子高齢化が進む中、地域における移動手段の確保、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。隊列走行については、これまでの公道実証実験で明らかになった課題を踏まえ、引き続き高速道路(新東名)でのトラック後続車無人隊列走行システムの実証(後続車有人状態)を進める。無人自動運転移動サービスは、車両の高度化、環境等の難易度や制約条件の変化等を行い、引き続きモデル地域での実証実験を実施する。「ラストマイル自動走行」については、令和2年度中に遠隔型自動走行システムを用いた無人自動運転移動サービスを開始すべく、遠隔操作による3台以上の車両運行の実証評価等を実施する。また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、自動運転に対応した道路空間の基準等の整備や持続可能なビジネスモデルの構築等のための実証実験を実施。令和元年11月には道の駅「かみこあに」において社会実装を開始。 - 令和2年度以降、引き続き、各地域での実証を行っていく。 - 隊列走行については、令和2年度に高速道路(新東名)での後続車無人隊列走行技術を実現。また、無人自動運転移動サービスは、令和2年度までに実現を目指す。																	○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省		
09-15	○	小型無人機(ドローン)の技術開発等と産業利用の推進	実証実験件数	有人地帯での目視外飛行の実現	- 令和2年3月31日の「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針を決定した。 - 今後、制度設計の基本方針に基づき、必要な制度整備等を推進する。 - これにより、令和4年度を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。																				内閣官房(◎内閣官房小型無人機等対策推進室、IT室、日本経済再生総合事務局、内閣サイバーセキュリティセンター)、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
09-16	○	全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備	TSPS(信号情報活用運転支援システム)を運用する都道府県数	TSPS整備交差点数	- 令和元年度までは、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施。 - 令和2年度以降も、引き続き、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施。 - これにより、交通事故から国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。																			◎警察庁		
09-17	○	交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究	交通規制情報のデータ精度向上等に関する研究進捗	自動運転車が必要とする交通規制情報の提供及び管理の実現	- これまで都道府県警察において実施されている交通規制に係る情報については、交通規制情報管理システムによりデータベース化を進めてきたが、情報が網羅的でない上、緯度・経度情報が登録されていない。また、交通規制に係る情報を適切に管理するには、膨大な作業時間を要しており、情報の精度向上に加え、その省力化が急務である。 - 令和2年度に、交通規制情報管理システムによりデータベース化された交通規制情報に係る現状の調査、画像認識技術の活用を含む交通規制情報の自動収集技術の検討、モデルシステム仕様書の作成を行う。令和3年度以降は、令和2年度の検討及び調査を踏まえ、交通規制情報を簡易に交通規制情報管理システムに登録するモデルシステムに関する検討を行う。 - これにより、交通規制情報管理システムでデータベース化された交通規制情報の精度向上を図り、自動運転車が必要とする交通規制情報の適切な管理の実現に取り組むとともに、当該データベースの維持に係る省力化に取り組む。																			○	○	◎警察庁
09-18	○	交通管制の高度化に関する調査研究	交通管制システムの高度化に係る研究進捗	自動車の運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現	- 現在の交通管制システムは、車両センサー、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、ビクデータや、人工知能(AI)等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。 - 令和2年度に、プローブ情報の収集、高度な交通情報提供及び信号制御について検討するとともに、交通管制システムのセキュリティに係る調査を行う。令和3年度以降は、令和2年度の検討及び調査を踏まえた改修後の交通管制システムの仕様に関する検討を行う。 - これにより、ビクデータの普及、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応し、サイバー攻撃や大規模災害に対応可能な交通管制システムのモデルを確立し、自動車の運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。																			○	○	◎警察庁
09-19	○	児童生徒1人1台端末の整備	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	児童生徒1人1台端末の実現	- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、遠隔教育等ICTを活用した教育の需要が高まる中、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が全国平均5.4人にとどまるなど、必要な端末や通信環境の整備状況に課題がある。 - そこで、文部科学省を中心としたGIGAスクール構想を加速させ、令和2年までに、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現を目指すとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りを可能とすることを前提としたガイドラインの策定を行う。 - これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する。																				◎文部科学省、内閣官房、総務省、経済産業省	
09-20	○	ICTを活用した教育サービスの充実	未設定(GIGAスクール構想の進捗等も踏まえながら、令和2年度中に設定)	児童生徒の実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力の向上 感染症拡大時等の非常時における教育の継続性向上	- Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に対して個別最適化され、格差のない公平な学びの実現や、感染症拡大時等の非常時にも学びを止めない環境を構築する必要。 - そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築を図りつつ、在宅教育にも活用可能なオンライン・コンテンツの開発を進める。 - これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境を整備するとともに、個別最適化され、かつ、非常時にも強い教育環境を実現する。																			◎経済産業省、内閣官房、総務省、文部科学省		

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)													手引		府省庁名						
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村								
09-21	○	児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討	教育データ標準の公表(令和2年度中に公表予定)	教育データ活用に向けた基盤の整備	児童生徒一人一人に公正に個別最適化された学びの実現に向けては、1人1台の端末から生じる個人の教育データを継続的に活用できるように仕組みの整備が急務。 -そこで、学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、1人1台端末の整備に合わせ、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用を進める。また、児童生徒の学習データの継続的な活用と教育政策へのデータの活用に向けたデータ基盤についても中長期的に検討を行う。 -これにより、校務の効率化を図るとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びの実現に寄与する。																				◎文部科学省、内閣官房、総務省、経済産業省		
09-22		畜産・酪農について、ICT、ロボット技術等の活用による省力化した生産技術の開発	省力化した生産技術の数(令和2年度末まで4つの生産技術体系を開発)	開発した生産技術体系の生産現場での活用により省力化された作業等	-これまで、搾乳ロボット活用技術、泌乳平準化技術、周年親子放牧技術、省力牧草生産技術等の開発を進めており、より実用的な技術とするため、データ蓄積による改良や、評価、現場実証等の取り組みが引き続き必要。 -令和元年度から令和2年度末まで、これらの生産技術について、改良、評価、実証等の研究を継続して進める。 -これにより、令和2年度末までに、技術開発を完了し、畜産・酪農現場の省力化に貢献。																					◎農林水産省	
09-23		最先端スーパーコンピュータ等の開発・運用	プロジェクト進捗率(「富岳」の開発) ※進捗に応じ、プロジェクト着手10%、基本設計評価20%、コスト、性能評価30%、中間評価50%、製造設置100%	集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数(年間260件以上)	-令和3年度の運用開始を目標に、世界最高水準のスーパーコンピュータであるスーパーコンピュータ「富岳」を開発するとともに、「富岳」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)を構築・運用する。																					◎文部科学省	
09-24		次世代人工知能・ロボット中核技術開発	次世代人工知能・ロボットの中核となる技術の構築に資する研究開発の事業実施数	本事業の成果を活用したAIシステムの開発の着手率	-人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業の実施に向け、令和2年度に公募を行い研究開発に着手する。また、平成30年度に開始した人工知能技術適用によるスマート社会の実現事業を引き続き推進する。																						◎経済産業省
09-25		人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	AI戦略の実施状況(令和元年度策定)	AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進	-理研AIPセンターにおいて、①深層学習の原理説明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題(ELSI)に関する研究などを実施。 -令和元年6月に策定された「AI戦略 2019」において、本センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI(AIの判断根拠の理解・説明可能化)等の研究開発を推進していく。																					◎文部科学省	
09-26		戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	採択評価の実施 選抜評価の実施 継続評価の実施 終了評価の実施	終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があった課題の割合	-PDCAサイクルに基づき採択評価、選抜評価、継続評価及び終了評価を実施。平成30年度に終了した研究課題の終了評価では、8割が当初の見込みを上回る成果を得た。 -研究開発実施者に対して、継続評価等での評価委員のコメントや終了評価の評価項目を意識して研究開発を行うよう依頼した。また、評価委員からの指摘を踏まえ、PD・POに付託し評価基準の明確化を実施。 -プログラムの見直し等適切なPDCAサイクルにより施策を実施し、ICT分野におけるイノベーション創出を推進。																					◎総務省	
09-27		脳情報による無意識での価値判断を活用した評価手法の研究開発	脳情報を用いた印象評価の基盤技術の確立に向けて、MRIデータの取得・蓄積や推定対象としての行動メタデータの適用等、順調に進捗し、基盤となる技術は概ね確立した。	当該技術について企業へのライセンス供与(独占供与)を実現するなど、研究成果の社会実装について想定通りの効果が見られる。	-企業へのライセンス供与、またそれを介した商用サービスの実施を通じ、実社会におけるニーズとの接点を得ることが出来た。今後、商用サービスの社会実装性(活用度)を注視していく。																						◎総務省
09-28		G空間次世代災害シミュレーションの研究開発	火災延焼シミュレーションの開発状況(令和2年度:高精度化の完了)	火災延焼シミュレーションを用いる消防本部数(令和2年度:100件)	-市街地延焼火災対策のためには、地域ごとの火災リスク評価に基づき、火災防ぎょ計画の検討やその訓練を可能とすることが必要。 -平成30年度に火災延焼シミュレーションの実行に必要な家屋・延焼経路データの整備を完了し、令和元年度までに日本全国における地域ごとの延焼リスクの評価と定量化を可能とするシステムを開発。令和2年度までに火災延焼シミュレーションを100以上の地方公共団体の消防本部に導入。 -地域ごとの延焼リスクに基づいた市街地延焼火災対策により、例えば、市街地大火の発生や拡大を抑止することで、安全・安心な国民生活を実現。																					◎総務省	
09-29		新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	運用単位あたりの通信処理速度を拡大する技術の確立	研究成果の実用化	-令和元年度は、課題Iとして5Tbps級高速大容量・低消費電力光伝送技術、課題IIとしてマルチコア大容量光伝送システム技術、課題IIIとして高効率光アクセス技術の研究開発を行った。各課題で、平成30年度の成果を踏まえ、方式の選定及びそれに合わせた試作を行った。 -令和2年度は、令和元年度の成果を踏まえ、要素技術を統合した際に性能が最適となるパターンを導出し、要素技術間連携のためのハードウェア実装及び評価を行う。 -これにより、光ネットワークのトラフィック増加に対処する技術の確立が期待される。																					◎総務省	
09-30		災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発	消防ロボットシステムの開発状況(平成30年度:実証配備可能型ロボット開発完了、令和2年度:改良型ロボット開発完了)	石油化学コンビナート等における特殊火災・爆発への無人化対応	-平成28年度に完成した一次試作機である各単体ロボットを用い、各消防本部と連携し、消防本部の訓練施設や複数の石油化学コンビナート内での一部自律機能及び遠隔操縦による運用試験を実施した。改良点を明確化。 -平成30年度に開発が完了した実証配備可能型ロボットについて、令和元年度から実施する実証配備を通して、機能の最適化、コストダウン、新技術の導入等を進める。さらに、海外への展開も検討を進める。令和2年度に改良型の完成。 -消防ロボットシステムを配備することにより、石油化学コンビナート等における特殊火災・爆発への確実な対応を実現。																					◎総務省	
09-31		次世代救急自動車の研究開発	次世代救急自動車の開発状況(令和2年度:名古屋市を対象としたシステムの完成予定)	救急自動車の現場到着時間・病院収容時間延伸防止、救急車の安全性向上への対応。	-救急自動車の現場到着時間・病院収容時間の延伸、救急自動車の事故対策が必要。 -救急隊最適運用システムとITS CONNNECTを用いた上記課題への対応技術の研究開発を実施。令和2年度は実証実験を継続し、名古屋市を対象としたシステムの完成予定。 -現場到着時間・病院収容時間の延伸防止や救急車の安全性向上への対応を目指す。																					◎総務省	
09-32		新しいステージに向けた学術情報ネットワーク(SINET)整備	オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の開発状況(令和2年度:運用開始)	未設定(運用開始までに検討)	-SINETは日本全国の国公立大学等を100Gbps(東京-大阪間400Gbps)の超高速回線で結ぶ研究情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える世界最高水準の最重要インフラである。データ駆動型社会において、今後も増加が見込まれる通信需要に対応するとともに、本ネットワークを通じたデータ収集・活用の推進が特に重要である。 -研究データを簡便に保存・管理し、網羅的に検索することを可能とする研究データ基盤を、平成30年度から開発を開始し、令和元年度に実証実験、試運転を行い、令和2年度中の運用開始を目指す。 -利用ニーズに応じたSINET回線の増強を継続的に実施するとともに、研究データ基盤の開発を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。																					◎文部科学省	
09-33		首都直下型地震等の大規模災害の発生時に複合災害への対応も含めて都市機能を確実に維持することを目的に官民の連携による、ビッグデータ・AI等を活用した高精度な被害予測・推定のための研究開発	本プロジェクトへの参画機関数(令和3年度:90機関)	総合的な災害対応、事業継続、個人の防災行動等に資する適切な情報提供の在り方の確立	-民間企業の保有するデータの更なる拡大を図るとともに、精度の異なるデータの統合手法を開発することにより精緻な即時被害把握等を実現する。また、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。 -これらを活用し、IoT/ビッグデータ解析による都市機能維持の観点からの情報の利活用手法の開発を目指す。																					◎文部科学省	

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)												手引		府省庁名							
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村								
09-34		救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入及び路側インフラが不要なシステムの開発	FAST(現場急行支援システム)及びPTPS(公共車両優先システム)を運用する都道府県数	FAST又はPTPSの機能を有する車載機台数	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までは、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。 令和2年度以降も、引き続き、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。また、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動運転(システムとサービスの拡張)において、路側インフラが不要なFAST及びPTPSに関する研究開発を実施。 これにより、緊急車両の早期現場到着が可能となり、国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境を整備することが可能。 																				◎警察庁		
09-35		マテリアルズインテグレーションシステム(MI)の開発	代表的な構造材料課題に対するデータ構造の設計(4件)	データ構造を活用したユースケースの創出(4件) 参画企業とともにデータ構造に沿った材料データのデジタル化の試行(2件)	<ul style="list-style-type: none"> データ科学で活用できる材料データのデジタル化は遅れており、その主な課題は、統合的なデータ構造の設計が難しいことによる。材料分野では個々の材料や目的によって収集されるデータ項目が様々であるため、本質的に統合的なデータ構造の構築は難しい状況。 本取組では、重要な構造材料課題に対して個別にデータ構造の設計を行い、代表的なデータ構造を整備し、これを広く公開する。令和4年度中に欲しい性能から材料・プロセスをデザインできるマテリアルズインテグレーション(MI)2.0の完成に向け、材料課題に応じたデータ構造の設計と事実上の標準化、データ変換技術、ユーザーフレンドリーなインターフェース、情報の共有・秘匿を適切に管理するためのセキュリティ技術等を開発するとともに、対象材料の拡大を継続。 以上の取組により、当該材料分野における代表的な課題に対して基準となりうるデータ設計が構築され、公開される。各機関においては、これらのデータ設計に沿って、各機関が保有する材料データがデジタル化されることを期待。 																				◎内閣府、文部科学省		
09-36		高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業	採択テーマ数 (詳細) ・公募により事業全体として10件を超える研究開発テーマを採択、技術開発を実施。	消費電力性能 (詳細) ①革新的AIエッジコンピューティング技術の開発 令和4年度までに消費電力性能等で従来比10倍以上を実現する技術を確立。 ②次世代コンピューティング技術の開発 令和9年度までに消費電力性能等で従来比100倍以上を実現する技術を確立。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に公募を行い、事業全体として21件の研究開発テーマを採択し、技術開発を実施。令和2年度にも、追加で公募を実施。 KPI(消費電力性能)の達成に向けて、引き続き、研究開発を推進。 																					◎経済産業省	
09-37		マテリアルDXプラットフォーム構想実現のための基盤整備	未設定	未設定	<ul style="list-style-type: none"> AI・ビッグデータの発展がマテリアルの研究開発手法を大きく変化させ、研究開発期間の短縮、低コスト化を目指す取組が世界的に進んでいる。産学官の良質なマテリアルデータを保有する我が国が、先手を打ってデータを戦略的に収集・活用できる仕組みを構築し、圧倒的な生産性向上と新たな価値創出を実現できれば、マテリアルから世界の産業・イノベーションを大きくリードすることが可能となる。 具体的には、産学官の高品質なマテリアルデータを戦略的に収集・蓄積・流通・活用できるように加えて、我が国の施設・設備等の強みを基盤に、そうした良質なデータが産学官から効率的・継続的に創出・共有化される仕組みを持つ、我が国全体としてのプラットフォームについての構想検討を産学官協力の下で進め、2020年末を目途に決定する。 マテリアル研究開発のDXを加速し、マテリアル領域から、データ活用の「ジャパンモデル」を世界に先駆けて確立・提示することにより、デジタル革命の中で、また、これからの世界が強靱な社会・産業づくりを目指していく中で、我が国が世界のリーダーシップを獲得する。 																					◎文部科学省、◎経済産業省	
10-01	○	不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	・情報処理安全確保支援士登録者数の前年同期比 ・情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(特に課長補佐級)の修了者数(対前年度比増)	・情報処理安全確保支援士の登録者数(令和2年度までに3万人超) ・橋渡し人材(部内育成の専門人材)のスキル認定者数	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。令和2年度までに登録者数3万人超を目指す。 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進。民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。 																					◎内閣官房、経済産業省、総務省	
10-02	○	地域のデータ活用推進のための地域人材の育成	派遣地域数	地域IoTを導入した地方公共団体数(令和2年度800団体)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度も、引き続き地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施。平成31年4月から令和元年12月末まで派遣申請を受け付け、347団体に派遣を実施した。 令和2年度については、4月17日に派遣申請の受付を開始しており、令和3年3月まで順次派遣を実施する予定。 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。 																			○	○	◎総務省	
10-03	○	実践的サイバー防御演習(CYDER)	演習等の開催回数	セキュリティ人材の育成数	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ人材は不足しており、令和2年には約20万人が不足するとも言われている。そのような中でサイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER)等を実施。平成29年度から、年間100回、計3,000名規模で演習を実施している。令和2年度は、東京2020大会の開催に向け、これまで未受講の地方公共団体が集中的に受講可能なコースを設置するとともに、地理的な要因により未受講である地方公共団体に対応するため、オンラインでの受講を可能とする予定。 これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。 																					◎総務省	
10-04	○	地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進	好事例等を整理した参考情報の提供	好事例等を整理した参考情報を提供するホームページ等の閲覧数	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。 ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。 																					◎総務省	
10-05	○	新時代の学びを支える先端技術の活用推進	令和2年度当初予算事業のため、現時点でのKPIの設定はない。	令和2年度当初予算事業のため、現時点でのKPIの設定はない。	<ul style="list-style-type: none"> 急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。 そのため、学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた実証研究の実施及びその検証結果の周知によって、GIGAスクール構想の推進に繋(つな)げる。 これにより、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。 																						◎文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)												手引		府省庁名						
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村							
10-17		「セキュリティ人材活躍モデル」の構築	令和2年度までに「セキュリティ人材活躍モデル」を構築	未設定(構築するモデルの内容を踏まえて検討)	企業に求められるセキュリティ機能を果たす人材の役割を、必要な知識・技能(スキル)と紐づけ、共通言語化することにより、人材の雇用・配置・外注等における企業と人材間のコミュニケーションコストを減らし、マッチングを促進する。また、人材のニーズとシーズの見える化により、セキュリティ人材の最適活用、処遇改善につなげる。 - 令和2年度までに当該モデルの構築を目指す。企業及び人材は、当該モデルを活用することで、採用・配置等に当たってのコミュニケーションコストを減らすことができるほか、人材は、企業に求められる能力を効率的・効果的に身に付けることが可能となる。 - 当該モデルの検討は、情報処理安全確保支援士の在り方や活躍促進策と併せて検討を進めていく。													◎			◎経済産業省					
10-18		ITとOT(制御技術)の知見を備えたセキュリティ人材の育成	産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)中核人材育成プログラム修了生の人数	産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)中核人材育成プログラム修了生の人数	経済産業省では、2017年度から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 - これまでの3年間の実施経験や受講生のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 - これにより、ITとOT(制御技術)双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。															◎		◎経済産業省				
10-19		セキュリティ標準の策定	・一定の品質を備えたセキュリティサービスを掲載した情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新 ・ITU-T SG17における勧告案の確定(令和2年度) ・ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定(令和3年度以降)	国際標準獲得	【情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新】 - 平成29年度に経済産業省が公表した情報セキュリティサービス基準に適合するセキュリティサービスを調査し、リストとして公表。 - 当該リストを随時更新し、リストの活用を促すことで、企業等のセキュリティ投資を促進。 【IoTセキュリティガイドラインの国際標準化】 - 令和元年度において、ITU-T SG17において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を進めた。令和2年度での勧告案の確定、令和3年度以降の規格案の確定を目標としている。														○			◎内閣官房、経済産業省、総務省				
10-20		国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の支援を受けている市町村国保等数	データヘルス計画を策定している市町村国保等数	- 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドラインを平成30年3月に改定。 - 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業について、引き続き保険者の保健事業計画の策定支援や個別保健事業の実施支援、評価等を推進。																	◎		◎厚生労働省		
10-21		レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	データヘルス計画に関する研修会の開催状況(健康保険組合のデータヘルス計画の分析結果のフィードバック)	第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健保組合数	- データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。 - 令和2年度も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。 - これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。																	◎		◎厚生労働省		
10-22		健全な民泊サービスの普及	住宅宿泊事業の届出件数	訪日外国人旅行者数	- 第193回通常国会にて「住宅宿泊事業法」が成立し、平成30年6月15日に施行された。 - 施行後も引き続き、ポータルサイト等の活用により制度周知等を行い、本法の適切な運用に努める。 - これにより、健全な民泊の普及を図る。																	◎		◎国土交通省		
10-23		JNTOによる訪日プロモーション事業(ICTを活用したプロモーション)	JNTOウェブサイトアクセス数	訪日外国人旅行者数	- 令和元年度は、ウェブの閲覧・検索履歴、航空券購入者情報等JNTO内外のビッグデータ、SNSの分析結果等を蓄積・活用することにより、JNTOのウェブサイト上に関与者の属性や関心に沿ったコンテンツを自動表示することや、災害対応等の安心安全情報をJNTOのSNS等で迅速に発信するなど、個人の関心に合わせた的確な情報発信を推進した。 - 令和2年度も引き続き、デジタルマーケティング技術を活用し、相手方の属性や関心を踏まえた的確な情報発信や先進的なプロモーションを実施する。 - これにより、訪日プロモーションの向上を図る。																	◎		◎国土交通省		
11-01	○	地域におけるデータ利用の環境整備	未設定(令和2年度中に検討)	地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況	- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。 - このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。 - これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。																	◎	○	○	◎総務省	
11-02		視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進	高度化PICS(歩行者等支援情報通信システム)を運用する都道府県数	高度化PICS整備交差点数	- 令和元年度は、高度化PICSに必要となる路側機の仕様書及び、路側機を整備する上で必要となる設置条件、導入フロー等を示した運用ガイドラインを制定。 - 令和2年度には、音響式信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい時間帯や場所を中心に高度化PICSを整備するとともに、全国において普及が進むよう都道府県警察への働き掛けを実施。 - これにより、音響式信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい時間帯や場所において、周囲への影響を低減しつつ、道路における視覚障害者、高齢者等の安全を確保するための道路交通環境の整備が可能。																		◎		◎警察庁	
12-01	○	国際的なデータ流通の推進			- 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust(DFFT)」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOをはじめとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を发出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。 - 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールとの交渉を牽けん引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。 - こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。																					◎経済産業省、総務省、外務省、個人情報保護委員会

No.	本文記載	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)													手引		府省庁名
						10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村		
12-02	○	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築、日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の維持及びAPEC CBPRシステムの推進			<ul style="list-style-type: none"> - 信頼性の確保された国際的な個人データ流通の枠組み構築に向けた取組については、日米欧三種の関係機関で、個別論点や今後の進め方等について、具体的な検討を行うとともに、現在行われているOECDプライバシーガイドラインの見直しのプロセスにおいて、データローカライゼーションや無制限なガバナメントアクセスといった個人情報保護をめぐる新たなリスクについても考慮すべく、各国の個人情報保護当局を含めた関係機関や専門家と継続的に対話を実施している。引き続き三種を中心とした関係機関等との対話を進めていく。 - 日EU間における相互の円滑な個人データ越境移転の枠組みについては、令和3年に予定されている、当該枠組みに係るレビューに向け、欧州委員会及びEUデータ保護機関等の関係機関との意見交換等を行ってきており、引き続き、当該枠組みが維持されるよう密接にこれらの関係機関と対話や情報交換を行い、連携を深めていく。なお、EU離脱後の英国との間においては、円滑な個人データ移転が維持されるよう、所要の措置を講じてきた。また、APEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みであるCBPRシステムについては、参加企業数の拡大が課題となっており、令和元年度においても、関係国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携等を図ってきたところ。引き続き、普及促進に取り組んでいく。 - 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。 																◎個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、外務省
12-03	○	AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやそれによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた検討の推進	-	-	<ul style="list-style-type: none"> - 「AIネットワーク社会推進会議」において、令和元年8月に「AI活用ガイドライン」を含む「報告書2019」を取りまとめ、 - 「AI活用ガイドライン」等について、OECDにおける今後の議論に貢献するため、OECDへの情報提供(同年7、8月) - OECDのAI政策に関するオブザーバトリ(※)に対し積極的に貢献していく旨について、同CDEP(デジタル経済政策委員会)会合において説明。また、オブザーバトリに納められる文書に対し、国内で検討されたAI活用ガイドラインの情報の入力(同年11、12月) <p>の取組を行ったが、今後は、セキュリティ等個々の論点に係る詳細な検討を行う必要がある。(※ AIに関する成果文書・分析結果等を格納したライブ型データベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「AIネットワーク社会推進会議」において、G7、G20、OECD等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、AIの社会実装の推進により、どのような社会経済を目指すべきか、基本的な政策や中長期的な戦略の在り方について検討する。 - G7、G20、OECD等がAIの社会実装に向けた様々な検討を現在進めているところ、日本の検討状況や成果を提言すること等を通じてグローバルなAI社会の実現に貢献する。 															◎総務省	
12-04	○	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用したICTインフラの海外展開の促進	-	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率):2.0倍以上 ・海外市場への参入促進(支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)):平均2社/件以上 <p>(KPIについては、令和2年秋頃見直し予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 一般に通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては政治リスク(突然の制度・政策変更等)やそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題がある。 - このため、JICTが長期リスクマネーの供給等を通じて、こうしたリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。 - これまでのJICTの支援により、アジア・太平洋地域における光海底ケーブル事業、欧州における電子政府ICT基盤整備・サービス提供事業等への我が国の事業者の参画が実現。 															◎総務省	